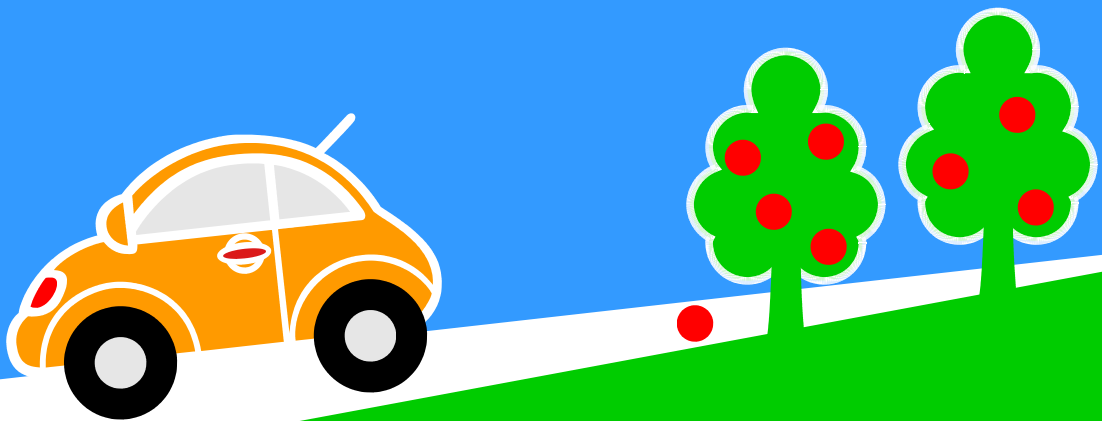


2009年
3月

「福祉有償運送運転者講習」実施者のための

指導の手引き



NPO法人 全国移動サービスネットワーク

目次

はじめに ～本書の使い方～	1
---------------	---

第1章 講習を実施するために 指導内容の骨子とポイント	2
------------------------------------	----------

1. 移動サービス概論（法律・制度の理解）	2
■講義骨子1：移動サービスとは何か	3
■講義骨子2：移動サービスの法的位置づけ	4
■講義骨子3：法律を守る意味を学ぶ	5
■講義骨子4：活用できる制度を知る	6
■講義オプション：活動の目的	7
2. 移動サービスの利用者を理解する	8
■講義骨子1：障がい種別からの考察	9
■講義骨子2：利用者を基本的にどう捉えるか？	11
■講義オプション1：移動サービス利用者の傾向	11
■講義オプション2：利用者の主な障がい・疾患に関するミニ知識	12
3. 接遇・介助	13
■講義骨子1：接遇	14
■講義骨子2：介助	14
■講義オプション1：利用者が求めること	15
■講義オプション2：苦情やトラブルの実例	15
■講義オプション3：利用者の心理とコミュニケーションのあり方	15
4. セダンの利用者理解と接遇・介助	17
■講義骨子	18
■実技のポイント	19
・介助実技・セダン介助実技 メニュー例	20
5. 福祉車両	21
■講義骨子1：使用する車両の向き・不向き	22
■講義骨子2：正しく、より安全に	23
■講義骨子3：メンテナンス、清掃と消毒、故障時の対応	23
■実技のポイント	23
◆リフト	24
◆スロープ	26

6. 移動サービスでの運転に必要な知識と心構え	-----	27
7. リスクへの備えと対応	-----	29
■サービス提供中に起こりうるリスク防止と対応	-----	30
■サービス提供中のリスクに備えた保険加入	-----	31
■サービス提供の周辺に潜むリスク防止と対応	-----	31
■具体的に考えてみる	-----	31
8. 運転実技（準備から実施まで）	-----	32
■路上講習コースを設定する（コース設定基準）	-----	33
■運転実技講習の実施（当日） 福祉車両（車いす仕様）編	-----	34
◆チェックシート	-----	38
◆標準カリキュラム（福祉有償運送運転者講習	-----	39
「受講してよかった」と言われる講習会にするために	-----	40

第2章 指導の「ツール・ヒント」集 42

1. よくある質問	-----	42
2. グッズ	-----	46
3. 情報源（WEBサイト、書籍）	-----	49
4. 事故事例	-----	55

はじめに ～本書の使い方～

本書は福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習、市町村運営有償運送等運転者講習の講義をおこなう上で、押さえておきたいポイントや指導時の注意などをまとめたものです。ただし、講習を必ずしも本書の内容通りにやらなければいけないということではなく、一つの考え方を示しているに過ぎません。講習の主催団体や講師によっては本書に書かれた内容とは別の考え方をする場合もあるでしょう。本書を作成した目的は、ここに書かれた考え方を肯定しそれ以外の考え方を否定することではありません。多くの講師候補の方々が知識や経験、個性、主催団体の地域性などを活かし、積極的に講習指導に参加し、より有意義な講習がおこなわれることを目的としています。

尚、本書のなかで、テキストやテキストの該当章、ページといった記述がありますが、ここでのテキストとは、全国移動サービスネットワークが発行している「移動サービス認定 運転者講習テキスト」を示しています。福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習、市町村運営有償運送等運転者講習では、全国移動サービスネットワークが発行しているテキスト以外にもいくつものテキストが使われていますので、それぞれのテキストで該当する章やページを参考に本書を活用していただければ幸いです。

- ・「障害」の「害」については、固有名詞を含めすべてを「障がい」と、ひらがな表記で統一しました。
- ・「移動サービス」とは、自動車を使用し、利用者の個別ニーズに応じて移動・外出を支援するサービスです。本書では、道路運送法上の自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送、過疎地有償運送、福祉有償運送）を含む移動・外出支援のサービスの総称として「移動サービス」を使用しています。
- ・本書の無断転載・複写を禁止します。

第1章 講習を実施するために 指導内容の骨子とポイント

1. 移動サービス概論（法律・制度の理解）

テキスト該当ページ	第1章 運転者研修の目的と研修の企画 第2章 移動サービス概論 第6章 移動サービスに関する法律・制度を理解する追加資料
標準講義時間	50分（講義）
副教材・資料など	



押さえておきたいポイント（到達目標）

- ① 「自家用有償旅客運送」とは何か、役割と法的位置づけを理解する
- ② 「福祉有償運送」を含む福祉輸送の現状と課題を知る
- ③ 遵守すべき関連法令を理解する。
- ④ 活用できる諸制度を知る



指導時の注意点

①② 移動サービスに携わる意義・重要性を感じてもらえるように

移動サービスの多様性を尊重する：受講者がどのような団体に所属するか（見通し）を把握した上で、移動サービスの内容や活動を限定せず、幅広く捉えられるよう制度創設の経過、現状、課題を解説する。

③ 関係法令の遵守がサービス提供に直接かかわっていることを意識できるように

利用者、運転者、団体、移動サービスを守るために、法律を守ることの大切さを知ってもらう。違反するとサービスを継続できなくなったり、利用者の不利益と不安を生むことになる。その最前線にいるのが運転者であることを意識してもらう。

④ 利用を円滑にする諸制度の活用が可能になるように

利用者、運転者、団体の負担を軽減できる制度を知ってもらう。

■講義骨子1：移動サービスとは何か

法制度道路運送法78条許可による有償運送をおこなう受講者には、利用者の命綱になっていること、介護保険の対象外の移動ニーズがあり多様であること、79条登録の自家用有償運送で活動しようとしている受講者にとっては、79条登録による自家用有償運送は様々な移動サービスの一部であり全てではないことを認識してもらう。

それぞれが自分のこととして受講できるように、講師自身が移動サービスを幅広く捉えることを意識し、表現などに気をつける。

①「移動サービス」という言葉の定義と多様性

- ・「移動サービス」とは、自動車を使用し、利用者の個別ニーズに応じて移動・外出を支援するサービス。必要に応じ、ケアや付き添いなど付加的なサービスも提供する。
- ・しかし、定義が確立されていないのが「移動サービス」。高齢化や法制度の改訂、地域の交通事情の変化に伴い、変化を遂げてきた。今後も変化していく。
- ・「輸送」や「移送」という他者を運ぶ言葉でなく、主体的に「移動」することを支援する意味が込められている。
- ・類似する呼称「移送サービス」「STS」「外出支援サービス」など。

②利用者の定義と実態

- ・「移動困難者」「移動制約者」と呼ばれる。
- ・ただし、定義は確立されていない。法制度上は、移動制約者を身体的な事由で移動困難な人を「移動制約者」と呼び、「福祉有償運送」の利用者としている（狭義の移動制約者）。実際には、移動を阻むバリアは様々あり、経済的な理由や地域事情によって、さらに多くの人々が移動に制約を受けている（広義の移動制約者）。環境因子によって定義が変わる。
- ・実態は把握されていない。研究者によると、狭義の移動制約者は人口の約3%、広義の移動制約者は約5%と言われる。

③担い手の定義と実態

- ・非営利に限定して使われている場合もあるが、広義には営利非営利を問わず「移動サービス」の担い手という考え方が今後定着していくと考えられる。福祉タクシーや介護タクシーも担い手の一つ。社会福祉協議会、4条ぶら下がり、福祉タクシーの台数など、地域の数字を使い説明するとよい。

④活動の実態（参加者の活動内容を聞くなどで、その地域の実態に応じた講義を）

- ・活動は、利用対象者、使用車両、料金、付加するサービスなど、どの要素をとっても団体によって様々。共通しているのは、利用者、運転者双方が会員登録し、事務局・コーディネーターがサービス調整をおこなうこと。

⑤交通体系、社会保障制度における移動サービスの位置づけ

- ・移動サービスは、公共交通機関とは異なる役割も持っている。居宅からの連続したサー

バス、利用者と顔の見える関係、ニーズの掘り起こしなどは3) ならでは。

- 1) 「公共交通」 飛行機、船、鉄道、バス、タクシーなど
 - 2) 「パーソナルな移動手段」 マイカー、バイク、自転車、徒歩など
 - 3) 「移動サービス」 福祉タクシー、介護タクシー、コミュニティバス、福祉バス、民間救急。
- ・ 非営利の移動サービスは、隙間を埋めるボランティア活動にとどまらず、非緊急時の移動手段として、個別ニーズに対応するサービスの一区分を担うことが期待されている。

■講義骨子2：移動サービスの法的位置づけ

- ①制度のはざまだった非営利の移動サービスが、道路運送法に基づく許可・登録事業になった
- ・ 「移動サービス」「移送サービス」「STS」などに明確な定義はないことを説明した上で、合法化されているサービスについて法律的な位置づけを説明する。大まかな枠組みは以下のとおり。

道路運送法上の事業のうち、移動制約者を主な利用者として実施されている事業

- ◆タクシー事業／4条
 - * 福祉タクシー（福祉車両による）
 - * 介護タクシー（介護資格者による）
- ◆一般旅客乗合運送の一部／4条
 - * 乗合タクシー（定路線を小型車両で運行）
 - * デマンド型交通（予約に合わせて経路やスケジュールを変えて運行）
- ◆自家用有償運送／78条
 - * 市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）
 - * 過疎地有償運送
 - * 福祉有償運送
 - * 訪問介護員などによる介護輸送（4条ぶら下がり許可）
- ◆通院通所通学等の輸送（相乗り可）／43条

- ・ 「福祉輸送サービス（＝福祉輸送事業限定許可）：第4条のうち、旅客の対象を限定して運送する許可事業」、「ぶら下がり許可：4条事業所の訪問介護員による自家用車を使ったケア輸送」、「特定旅客自動車運送事業（第43条許可）：介護保険または障がい者自立支援法に基づくサービス提供の一貫として、通院・通所を目的とした運送を相乗り型で行う許可事業」にも触れる。
- ・ 福祉有償運送運転者講習を受講するのは、自家用有償旅客運送の運転者と、「ぶら下がり」許可の運転者なので、受講生が、どのサービスに従事するかを意識して、詳述する部分のボリュームを変えること。

- ・ヘルパーなどがおこなう有償運送について、ヘルパーなどが車両（白ナンバー）を持ち込む場合について書いているが、実際にはヘルパーなどは車両を持ち込まず、事業所が所有する車両（白ナンバー）を使うこともある。第一種運転免許のヘルパーなどは事業所の青ナンバーを運転してはいけないことを説明する。

②使用車両

- ・使用車両は、福祉車両に加えて、福祉車両以外の車両（セダン）も認められている。

③運転者の要件と認定講習

- ・運転者の要件と認定講習の位置づけについては理解されにくいので、経過を交えて説明する。
- ・認定講習の修了証の有効期限はないこと、修了証は受講した個人に帰属するものであり所属を変えたり地域を変えても通用すること、修了証の再発行の手順、二種免許をもつていてもセダンを使うなら介護系の資格が必要となることも説明するとよい。
- ・万一、活動を始めた後、違反により免許停止処分となった場合、2年間活動できないのではなく、適性診断を受ければ活動を再開できることも説明する。

④運営協議会の現状と課題

- ・79条登録では地域の運営協議会による影響が大きいため、随時情報を収集し、地域の情報として提供する。運転者の要件、車両の基準、利用対象者、対価の設定方法などにローカルルールがある場合は、基本とローカルルールの区別をしながら説明。「4条ぶら下がり」許可の場合は、運営協議会は関与しないので説明不要。

■講義骨子3：法律を守る意味を学ぶ

守らなければ、利用者がサービスを利用できなくなる、他の運転者や団体も活動できなくなる恐れがある。

（1）道路運送法：

自家用有償旅客運送、ぶら下がり許可の運転者に義務付けられていることを説明。実施する際には、形式的な行為とならないよう、現場で使いやすく利用者利便や運転者の安全担保に役立つスタイルを模索することをおススメする。

○事故時の報告：軽微でも物損、人身事故は必ず団体には報告する。団体が運輸支局に報告しなければならない事故は重大事故のみ。市区町村の担当窓口および運営協議会に報告しなければならない事故は地域によって異なる。

○運転者の要件：登録する前の2年間に免許停止処分を受けていない。講習を受講。

○就任承諾書：運転者になることを署名した文書を作成すること。

○運行の記録：運輸支局への実績報告になる

○運転免許、車検、自動車保険の更新：団体が保管し、更新登録時に運営協議会に提

出するもの。車検証と自動車保険証券のコピーは運転者の持ち込み車両の場合のみ、団体に提出すること。

- 運転者証の表示：利用者が見やすい場所に掲示。胸や首は、介助の妨げにならないよう注意。

(2) 道路交通法

- 駐停車禁止：駐車禁止除外標章があっても、駐停車禁止区域は停めてはいけない。路上のコインパーキングが近くにある時は、料金を払わなくてよいので、パーキングの枠内に停めること。
- 免許の更新：高齢者は認知症の検査や、高齢者講習がある。
- 最新の法律改正点：指導前に情報収集して説明。警察で主な改正点についてはリーフレットを配布しているので活用してもよい。

(3) 介護保険法、障がい者自立支援法など

受講生が介護保険、障がい者自立支援法と連動した送迎に従事する場合は、「通院乗降介助」の実施のルール、院内介助の考え方、二人体制の考え方などを説明する。

■講義骨子4：活用できる制度を知る

(1) 道路交通法

- 駐車禁止除外標章：対象となる利用者、車両を説明。

(2) 福祉制度

- 税制優遇：消費税、車税などの減免について、支局やディーラーで情報収集する
- 福祉タクシー券の利用：障がいもしくは高齢福祉の担当課で、自治体を実施しているかどうか、契約事業者はどこか、情報収集して活用できそうな場合は、説明に加える。
- その他：活動内容によっては、行楽先として評判のよい場所を紹介したり、自治体独自の施策（利用料に対する公費支出、福祉車両の購入費助成など）を紹介してもよい。

(3) 介護保険法、障がい者自立支援法

福祉有償運送の乗降介助料・付き添い料などが介護保険などを使った場合は、かからなくなる団体がある。運送の対価が別建てになっている団体も。制約の多い制度だが、全体的な利用者負担を軽減するために活用できる法制度として紹介する。

■講義オプション：活動の目的

①これまでの経過から、今後どのようなサービスが求められるかを考える

- ・ハンディキャブ普及の運動→ハンディキャブ運行の「ボランティア活動」→法制度の一部へ外出支援など位置づけ、NPO法の施行、介護保険スタート→市民事業、介護事業と一体化した「サービス」へと変化。
- ・ニーズの増加に伴って、さらに供給量のアップが求められている。
- ・ニーズの多様化に伴って、サービスの多様化も求められている。

②現状の課題から、今後どのようなサービスが求められるかを考える

- ・社会保障制度（介護保険、支援費、医療保険）の圧縮にともない、公的サービスとしての実施はますます困難になることが予想される。そうすると、インフォーマルサービスとしての供給量アップが一層求められる。
- ・バス路線、鉄道路線の廃止など、生活交通の不足がさらに移動制約者を増加させる。交通政策としての移動サービス拡充が求められる。
- ・一方で公共交通のユニバーサル化（交通バリアフリー法やハートビル法）によって、移動制約者の利便性が高まることが期待される。交通政策として行政がどこまで踏み込むかは未知数。
- ・福祉、交通、どちらの現状を見ても、今後地域格差が拡大することは確実。

③NPOのミッションの再確認を

- ・ニーズの顕在化、地域生活の支援、行政・民間事業者への課題提起と政策提言など地域におけるNPOの活動意義を運転者が実践していくべきではないか。
- ・地域格差、法制度の変化に応じた社会システムの構築の鍵を握るのがNPO、という自覚を。

2. 移動サービスの利用者を理解する

テキスト該当ページ	第3章 移動サービスの利用者を理解する資料
標準講義時間	50分（講義）
副教材・資料など	



押さえておきたいポイント（到達目標）

①移動サービスの利用者とは？

- ・道路運送法に基づく自家用有償旅客運送上は、テキストにある①～④の該当者のうち単独で公共交通が利用できない者となっている。
- ・地域には上記の条件に満たなくても移動困難になることがあることをおさえる。

②移動サービス利用者イコール車いすの時代は終わった

移動サービス創成期は利用者といえば車いすというイメージだったが、今は多様化している。社会全体のバリアフリー化が進んでいるので、車いすのほうが移動しやすい場合もあり、むしろ長距離歩行が困難な人の方が移動難易度が高くなる場合があることを伝える。

EX) 歩行困難者、視力障害者、内部障害者など

③当事者から外出の難しさと移動手段の重要性を学ぶ。

利用者はみんな車が好きというわけではないし、福祉車両自体が乗り心地のいい乗り物でもない。移動手段の選択肢がないことで、仕方なく乗っているかも知れないことを伝える。

④「障害とは何か？どうとらえるのか？」を障害の3つのレベルやICF（国際生活機能分類）を用いてコメントしていく。

ICFについては、環境による影響が移動困難者の暮らしに影響を及ぼす。つまり、移動サービスが充実した地域とそうでない地域では、障害種別や程度が同じでも社会参加の度合いは変わってくる。といったところが、理解してもらえればよい。障害の3つのレベルやICFは講師の学習意欲と理解度で、受講者への伝わり方が大きく左右される。あいまいな知識は弊害を生むので、ある程度の自己学習をしておく必要がある。



指導時の注意点

ここからは、個別の障害特性などにふれていくが、この科目の目的は、利用者とより良い関係を築くためであることを見失わないようにする。そのため、医学的専門的講義になり過ぎず、移動サービス運転者として必要と思われる部分に焦点をあてる。「接遇・介助」とあわせて学ぶことで理解しやすくなる面もあるため、連続して行われる「接遇・介助」の講義担当者（テキスト第4章）と重複箇所や漏れを事前に確認することが望ましい。サービス実施にあたっては、利用者を理解した上で、接していくことが求められるため、二つの講義が統一された考え方（p30～p33）に基づいていることが重要。

■講義骨子1：障がい種別からの考察

①肢体不自由

- ・車いす使用者（電動、手動）、歩行困難（杖や手押しカートで短距離なら独歩可能な者）
- ・過度な介助は不要。必要なことをきくという感じ。
- ・乗車時間とトイレの確認。
- ・体位保持が困難＝急なカーブは細心の注意を。つり革をオプションでつけるのもよい。
- ・体温調整が困難＝室温管理に注意を。

②視覚障がい者

- ・視力以外の身体能力は普通な場合が多いので、位置関係に関する情報を正確に伝えれば、動きの自由度は増す。指示語は使わない。（クロックポジションなど活用）
- ・補助犬が乗った後の消臭などの気配りを。
- ・右左折など動作に関わる情報を事前に入れる。

③聴覚障がい者、言語障がい

- ・このハンディキャップのみで移動サービス利用者になることは少ない。（重複障がい）
- ・コミュニケーションハンディキャップをクリアする努力を。筆談、口話などを活用。手話の苦手な方もいる。

④内部障がい者

- ・腎疾患＝透析前後の体調に配慮を。シャントに注意。食事制限などされている場合があるので差し入れはしない。運行計画は急変などを想定して余裕を持ってたてる。
- ・呼吸器疾患＝酸素ボンベ、ペースメーカーを使用している。機器類がトラブルがおきても、むやみにさわらない。付き添いと同乗される事を勧めるのが無難。

⑤精神障がい者

- ・うつ病、統合失調症など投薬中の場合が多い。移動困難さが理解され難いので、速度に敏感な方の例などを出して説明する。
- ・安定と安心を心がける。

⑥知的障がい者

- ・18歳未満（発達期）で遅滞が見られることや知能指数を判断基準として、療育手帳が交付され、福祉サービスの利用対象となるが、明確な定義はなく、原因も不明な場合が多い。自閉症は、知的障がいの一つとされてきたが、知的障がいを伴う自閉症と伴わない自閉症があるため、発達障がいの「広汎性発達障がい」と同義で使用されるようになっている。
- ・過度に子ども扱いせず、安心できると感じられる信頼関係を築くことを大切に。不安、好奇心、執着などから危険な行動をとる場合があるので車内に1人にしないこと。

⑦てんかん

- ・脳内電流の混乱している神経状態。投薬でセーブしているので、起こる可能性は低い。起きてもしばらくすると回復。
- ・安心と安定を保つ。

⑧高齢者

- ・心身能力の低下によるストレスを抱えている。
- ・尊敬の念をもって接する。

⑨難病

- ・いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉だが、昭和47年に難病対策要綱が国から出されてからは、「特定疾患」という位置づけをされた疾病をさすようになった。
- ・疾病の種類が120以上と多く、症状の程度も人によって様々のため、状態像を断定することは困難。周囲から理解を得にくいこと、診断が下るまでに症状に苦しみながら医療機関を転々とする患者が多いことなどから、難病であるかどうかわからなくても理解と支援が必要である。

⑩発達障がい

- ・生まれつき、なんらかの原因により起きた発達に伴うにつれて、発現してくる脳機能の障がい。知的障がいを併せ持つ人と持たない人がいる。厚生労働省によると、以下の種類がある。
 - 広汎性発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群
 - 学習障がい
 - 注意欠陥多動性障がい
- ・知的な障がいはないものの、脳機能の障がいにより社会生活を送る上での適応が難しい子どもの障がいとして知られるようになったが（2004年に発達障がい支援法が制定された）、親子ともに、認められたことで納得でき、前向きに生きていけてるというケースと、頑なに障がいとして認知されることを拒む場合の両面があり複雑である。

■講義骨子2：利用者を基本的にどう捉えるか？

- ①高齢者は加齢によって低下する能力がある。しかし人格発達とは別。
- ②様々な障がいは、機能障がい及び能力低下の結果として生み出される社会的不利である。また、一人一人違うことを理解することも重要。
- ③高齢者や障がい者など社会的に不利を負う人が、同じ時代に生きる人と同等の権利を享受できることが大切。過度な保護や隔離は人間性を尊重したのではなく差別になりうる。

■講義オプション1：移動サービス利用者の傾向

①中途高齢障がい者の増加

自分自身で障がいの受容が、まだできていない場合がある。ユーザーとしての”利用者”という意味で未成熟といえる。自信やプライドを失いかけている利用者もいるので、気遣いが必要。移動サービスを利用することで、少しでも外出の機会を増やし、社会参加を実現することで、前向きに生きていける活力が得られるようなきっかけをつくれたらたらよい。

②利用目的における”通院”の占める割合は大きい。

③増加する高齢世帯。それに伴う介助ニーズの必要性。

■講義オプション2：利用者の主な障がい・疾患に関するミニ知識

①脳卒中（脳血管損傷）後遺症；

脳に突然の事故がおこって倒れること。脳出血、脳梗塞、クモ膜下出血など。

脳の一部が損傷し、それが運動をつかさどる部位であれば歩行困難など身体機能に障がいが生じる場合がある。

②脳性まひ；

出産前後におきた脳の障がいの後遺症で、四肢その他のまひが生じ歩行困難や言語障がいなどがあらわれる。

③脊髄損傷；

交通事故などにより脊髄骨折などをおこし、脊髄神経の障がいによる四肢まひなどの後遺症の総称。傷害された脊髄の部位と程度によって症状は異なる。その部位より下の身体に運動機能障がいと感覚喪失がおこることが多く車いすを使用している。

④慢性関節リウマチ；

関節と周囲の組織を侵す慢性の炎症性疾患。進行すると関節の変形を来す。痛みがあり、転倒などで骨折しやすくなる。

⑤骨粗しょう症と骨折；

骨の老化現象。重いものを持ったり、転んだりすると骨折しやすくなる。

⑥認知症；

知的機能全般が著しく低下した状態。アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症がある。

⑦パーキンソン病；

中脳異質に変化が起こり神経伝達物質であるドーパミンが不足するために運動障がいを起こす。手のふるえ、筋肉の硬直、歩行障がいなどの症状がでる。

⑧筋ジストロフィー；

進行性筋力低下を伴った筋肉の疾患。心不全や呼吸不全を併発する

⑨慢性腎不全；

腎臓の機能が低下し、体内の老廃物の排泄などができなくなる。主な原因は慢性糸球体腎炎と糖尿病。進行すると透析療法が必要となる。血液透析は医療機関に週3日程度通院する必要がある。

⑩視覚障がい；

白内障、緑内障、糖尿病性網膜症、網膜色素変性症などによる視覚障がい。

3. 接遇・介助

テキスト該当ページ	第4章 接遇・介助
標準講義時間	120分（講義、実技含む） ※講義と実技との時間配分は適宜。 講義90分・実技30分から講義60分・実技60分程度が一般的。
副教材・資料など	



押さえておきたいポイント（到達目標）

①移動サービスで求められる接遇とは？

移動サービスの利用中は、団体の事務所などから離れ密閉された空間である車両に、利用者と運転者のみとなることも多い。このような状況で、利用者との関係を構築できるようになる。

②移動サービスで求められる介助技術とは？

- ・車いすの正しい取り扱いを学ぶ
- ・車いすを使った介助技術を学ぶ
- ・車いすを使わない介助技術を学ぶ

*移動サービスのなかで事故やトラブルが多いのが、利用者の乗り降りに関するところである。利用者、運転者それぞれの安全を保つための介助技術を学ぶ。



指導時の注意点

- ①利用者の状態などによって、求められる接遇・介助が異なることがあることを具体例をとりまぜながら説明する。
- ②介助実技は、周囲の状況や介助者などによっても適切な介助が異なることを説明する。
- ③テキストにある介助実技にこだわることなく講師が伝えたい内容を行ってよい。
- ④移動サービスとして利用者に提供される介助の範囲は所属する団体や活動内容によっても異なるので、団体の指示に従うことも説明する。

■講義骨子1：接遇

- ①バイステックの7原則はどれも利用者との良好な関係に直結することなのでしっかりと理解してもらう。表面的な理解に留まることがないように、なるべく具体例をあげて説明する。
- ②活動中のマナーは団体の方針もあることを説明し、利用者との会話などは実体験でのよい例、失敗例を入れるとよい。
- ③守秘義務はバイステックの7原則でもでてくるが、特に利用者の個人情報を運転者が自分の家族に話すことや、活動をやめた後に話すこともいけないことを説明する。

■講義骨子2：介助

- ①移動サービスで求められる介助技術としては下記のものなどがある。
 - ・車いすの操作（基本）
 - ・車いすの操作（階段昇降などの応用）
 - ・車いすへの移乗の手助け（利用者が自ら座るのを見守り助ける）
 - ・車いすへの移乗（部分介助）
 - ・車いすへの移乗（全介助）
 - ・車への乗降介助（セダンに、部分介助）
 - ・車への乗降介助（セダンに、全介助）
 - ・視覚障がい者の介助（セダンの乗降）
 - ・視覚障がい者の介助（歩行介助）
 - ・歩行障がいがある人の介助（歩行介助）
 - ・その他の介助（トイレ介助、衣服着脱の介助、担架の使い方）
- *全部を教える必要はなく、講習を実施する側の考え方や受講者の特性、設備などを考慮し、いくつか絞って取り上げればよい。上記以外の介助技術を取り上げてもよい。
- ②状況に応じて介助方法を変える場合、何をポイントに介助方法を変えているのか説明するとよい。
 - 例) 車いすでの階段昇降での向き
- ③同じ講習で「セダンの利用者理解と接遇・介助」をおこなう場合は、取り上げる介助内容を調整しておこなう。

■講義オプション1：利用者が求めること

- ①いつでも利用できるサービス⇒利用したいときに利用できる。
- ②安全なサービス⇒車への乗り降りや車いすの固定などで不安を抱かない。
- ③安定したサービス⇒運転者や利用する団体によって基本的なサービスの範囲やレベルが異なる。
- ④利用者の経済的な負担が明確なサービス⇒同じ行き先で状況によって負担が変わらない。

■講義オプション2：苦情やトラブルの実例

- ①時間通りにこない（早過ぎる・遅すぎる）。
- ②運転が怖い。希望した道を通らない。
- ③同じような利用内容なのに実費負担が異なる。
- ④実費負担が高い。
- ⑤予約がとれない。手続きが面倒。
- ⑥サービスの範囲を広げて欲しい（ストレッチャーでの利用、介助など）。
- ⑦希望通りにしてくれない（買物に寄りたい、友人を乗せたい、時間を変更したいなど）。

■講義オプション3：利用者の心理とコミュニケーションのあり方

- ①まず自分を理解する。自分はどのような立場なのか、ふまえる。
- ②相手の話すことや行動を受け止め、感じることに共感する。
- ③移動サービス運転者としての“コミュニケーション力”を高める。
 - ・初対面の雰囲気づくり　どんな自己紹介してますか？
あいさつ　世間話　事務的確認
 - ・意思伝達が容易にできない利用者へのアプローチ
分からない時は分かったふりをしない。不信感につながる。言葉以外のツールも駆使する（ジェスチャー、筆談など）。
 - ・保護者的、教育者的言動は感心しない。

④プライバシーについて

安全第一であるが、“いい関係”づくりのための会話（コミュニケーション）は重要である。が、個人的な事情に立ち入ることにもなる可能性があるため、会話や書面（病名、Tel、住所など）で得た利用者に関する情報は、団体への報告以外にみだりに口にすることは控える。運転者のプライバシーも同様。

4. セダンの利用者理解と接遇・介助

テキスト該当ページ	第3章 移動サービスの利用者を理解する 第4章 接遇・介助
標準講義時間	50分（講義）＋一人20分（実技）
副教材・資料など	

※テキストでは「セダンの利用者理解と接遇・介助」を単独の章とはしていない。

「セダンの利用者理解と接遇・介助」は「移動サービスの利用者を理解する」及び「接遇・介助」と同じ流れでおこなうことが望ましい。



押さえておきたいポイント（到達目標）

① セダンとは？

セダンとは福祉車両以外の車両であり、いろいろな車両（タイプ）があることを理解する。

② なぜセダンを使うのか？

福祉車両よりもセダンに適した利用者（状況）がいるために、セダンを使うことを理解する。福祉車両が無いから、福祉車両は価格が高いから、といった理由でセダンを使うのではない。

③ セダンの利用者とは？

セダンに適した利用者は幅が広い。どのような状態の利用者がセダンに適しているか説明する。

④ セダンで求められる介助技術とは？

セダンで求められる介助技術を学ぶ。

⑤ 運転時の対応は？

利用者をセダンに乗せて運転する際の注意点を学ぶ。



指導時の注意点

① セダンと福祉車両とを明確に分けようとすると、セダンの利用者を正しく理解することが難しくなる。逆に、セダンを福祉車両を補うものと捉えても正しい理解にならない。

② "セダン" = "持ち込み車両" ではないので注意する。

①セダンとは？

自家用有償運送の中では福祉車両以外の車両を全てセダンと捉えている。そのため、車両のタイプ（形）、利用者が座るシートの位置・高さ、開口部の大きさなどは一様ではない。セダンと持ち込み車両との違いも説明する。

②なぜセダンを使うのか？

セダンを使う理由はいろいろとあるが、一番の理由は福祉車両よりもセダンに適した利用者がいること、もしくは、セダンに適した状況があることがあげられる。決して費用を抑えるという団体側の理由のために、本来なら福祉車両が適している利用者にもセダンを使うということではないことを説明する。

③セダンの利用者とは？

セダンの利用者は幅が広い。乗降に際して、さほど介助を必要としない利用者から、ある程度の介助を必要とする利用者までいる。

具体例を挙げ、どのような利用者がセダンに適しているか説明する。

例) 知的障がい者、視覚障がい者、杖歩行ができる者、片麻痺の者など。

同じ利用者でも状況によって適した車両が異なる場合もある。

例) 長距離と短距離の移動、具合がよい時と悪い時など。

運転者によっても変わることがある。

例) 適した介助技術を出来る運転者と出来ない運転者など。

④セダンで求められる介助技術とは？

セダンで求められる介助技術は、利用者、使用する車両、運転者によって決まってくる。

車椅子からセダンへの移乗介助が象徴的でイメージしやすいが、実際にはこれが主であるかは団体によって異なる。

ある程度の介助を必要とする利用者にとっては、提供される介助によってサービスのよし悪しが大きく左右される。

運転者は、自分に合った介助技術を身に付け、利用者・運転者それぞれにとって安全なサービスを提供できるようにする。

⑤運転時の対応は？

セダンに利用者を乗せて運転する場合の注意点を説明する。一般的に福祉車両に車いすで乗るのに比べセダンの座席は乗り心地、安全性は優れている。利用者への負担は相対的には少ないと言えるが、運転者が慣れた車両を使う場合にはその分集中力が落ち利用者への負担となることもある。

〈実技〉

■実技のポイント

移動サービスで求められる介助技術のうち、セダンに大きく関連するのは下記となる。

- ・車への乗降介助（セダンに、部分介助）
- ・車への乗降介助（セダンに、全介助）
- ・視覚障がい者の介助（セダンの乗降）
- ・視覚障がい者の介助（歩行介助）
- ・歩行障がいがある人の介助（歩行介助）

「接遇・介助」の講義とも確認し、内容が重複しないようにおこなう。

①車への乗降介助

車椅子を使用していない利用者、例えば杖歩行ができる利用者や視覚障がいの利用者のための乗降介助をおこなってもよい。

ドアが動かないように押さえる、倒れないようにいつでも支えられるようにする、頭などをぶつけないようにする、誘導する、といったことが中心となる。

車いすを使用している利用者、例えば片麻痺の利用者を想定した乗降介助をおこなう。実技では、車いすからセダンへの乗降介助が象徴的なためおこなってもよい。

②乗降介助をさほど必要としない利用者の介助

知的障がいの利用者などでは一律な移乗介助は求められないことが多い。そのため実技で取り上げるのは難しいが、利用中にどのような点に気をつければよいか触れてもよい。

介助実技・セダン介助実技 メニュー例

※見本、実践とも受講生のレベルや実際の活動で必要とされる技能を勘案して実施する。

【1】見本を示す

メニュー例から、取り上げる介助実技を選び出し、受講者に何をおこなうか説明する。
介助を手助けするグッズを紹介してもよい。

【2】実践

- ・ 2～5人一組で手本に倣って実習し、講師またはアシスタントが、付き添ってアドバイス指導する。
- ・ 階段昇降や移乗介助は、講師が見本を示した場合であっても、実践は受講生の危険や負担を感じない範囲で実施する。
- ・ 利用者役と介助者役を交代しながら全員が実施する。
- ・ 車いすなどの備品を準備しておく。

<p>(1) 車いすの操作 (基本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすの種類と各部の名称、役割の説明 ・ 車いすの準備と点検 ・ 車いすの広げ方・折りたたみ方 ・ 車いすの座り方、座らせ方 ・ 車いすの押し方 ・ 坂、小さな段差、障害物がある場合 	<p>(6) 車への乗降介助 (セダんに、部分介助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車の準備 ・ 車いすの準備
<p>(2) 車いすの操作 (階段昇降などの応用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪路 (砂利道)、大きな段差 ・ 車いすを使って階段昇降 	<p>(7) 車への乗降介助 (セダんに、全介助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車の準備 ・ 車いすの準備
<p>(3) 車いすへの移乗の手助け (利用者が自ら座るのを見守り助ける)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすの準備 	<p>(8) 視覚障がい者の介助 (セダンの乗降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明や声のかけ方
<p>(4) 車いすへの移乗 (部分介助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすの準備 	<p>(9) 視覚障がい者の介助 (歩行介助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行介助の基本 ・ いすへの誘導 ・ 階段の誘導
<p>(5) 車いすへの移乗 (全介助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすの準備 ・ ベッド等の準備 	<p>(10) 歩行障がいがある人の介助 (歩行介助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行介助の基本 ・ 階段昇降
	<p>(11) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ介助 ・ 衣服着脱の介助 ・ 担架の使い方

5.福祉車両

テキスト該当ページ	第5章 福祉車両
標準講義時間	30分（講義）+30分（実技）
副教材・資料など	



押さえておきたいポイント（到達目標）

1. 利用者に適した車両を知る

移動サービスでは、多種多様な車両（福祉車両とセダン）が使われている。運転者には、利用者に最も適した車両・仕様が使われているか見極めることが求められる。そのために、仕様の違いによるメリット・デメリット、判断のポイントなどを知る。

2. 正しい操作を習得する

安全・安心のためには車両を正しく操作する必要がある。正しく使うには、基本的な操作を理解した上で、使用する車両の取扱説明書を読み、その車両特有の操作方法を習得する。

3. 清掃・消毒、整備をおこなう

清掃・消毒、整備といったメンテナンスの必要性を理解し、それぞれの方法や頻度などを理解する。

4. 故障時など緊急時の対応を知るなど

万一、リフトやスロープ、車両等が故障したときの対応方法を知る。取扱説明書を読んで使用する車両の故障時の対応を理解し、団体内で対応方法を共有する。

5. シートベルト、ヘッドレストなどを使う

シートベルト、ヘッドレストなどの必要性を理解し、正しい使いかたを習得する。



指導時の注意点

- ①リフトなどの使いかたを間違っ覚えていてる人も多い。必ず、その車両の正しい使い方を確認するように注意する。
- ②移動サービスで事故やトラブルが多いのは、運転中より利用者の乗り降りに関する操作である。車両を正しく使う必要性を認識する。
- ③初めて福祉車両を見る、触れる人にとっては、どのような手順で使うのか、なぜ車いすを車内で固定しなければいけないのか、といった説明が必要。

〈講義〉

■講義骨子1：使用する車両の向き・不向き

- ①利用者の身体状況、使用目的などに適したタイプ・車両を使う必要があることを理解する。
それぞれの状況に適したタイプ・車両を使っているか、実際に乗車前後・乗車中の利用者に接する運転者も判断し、団体に伝える必要がある。
場合によっては、次回は他の車両、もしくは他団体を紹介するといった対応も必要となる。移乗介助を必要としないという運転者の視点も抑える。
- ②車いす仕様車
車いすのまま乗車するのは走行中の揺れや安全性の点から必ずしも最適とは言えない。
車いすのサイズ（長さ・高さ・幅・重量）によっても使えないことがある。
- ③回転シート車・リフトアップシート車・昇降シート車
車いすでの利用ばかりではないことから、回転シート・シートリフトアップ車の利用が増えている。
ただし、頭上やつま先のスペースの問題により利用者が限られることもあるため、回転シート・リフトアップシートを架装しない一般的なセダン型車両を使う例も多い。

■講義骨子2：正しく、より安全に

- ①シートベルトはただ着けるだけでは安全ではない。体に合わせて、車いすに合わせて着ける必要がある。ヘッドレストも同様。面倒でも正しく使う。
- ②ちょっとしか走らないからシートベルトをしない、とか、電動車いすは重いから固定しない、といった勝手な理屈で危険なことはやらない。
- ③どこに危険があるのか、どんな事故があるのか説明し注意を促す。
例) リフトやスロープからの転落・転倒、車内での車いすの衝突、利用者の転落など。

■講義骨子3：メンテナンス、清掃と消毒、故障時の対応

- ①故障や感染症を予防するため、清掃や消毒をおこなう。
- ②定期的な点検をおこなう。それでも故障することはあるので、そのときの対応方法を確認する。車両によって対応方法が異なるので注意する。

〈実技〉

■実技のポイント

1. 正しい基本操作を理解する。
リフトやスロープ、車いす固定装置、回転シートなどの正しい基本操作を習得する。
講義ではデモンストレーション用の車両を使って説明をおこなう。一般論とデモンストレーションに使用する車両特有の話が混在するが、一般論は覚え、その車両特有の話は覚える必要はなく、実際に活動で使用する車両の正しい使い方を確認して覚える必要があることを説明する。
2. ヘッドレストや補助ベルトを知る。
後付けのヘッドレストや補助のベルト（ソフトフック）が用意できる場合は、必要性和使い方を説明する。
3. 取扱説明書を読む。
使用する車両の装置方法については、取扱説明書を必ず読んで理解する。

◆リフト

	内容	受講者の理解の目標・その他
1. 停車位置	(1)安全、平ら（前後左右とも）、凸凹がなく、他の交通に迷惑にならない場所。 (2)リフトの操作・乗車スペースを確保。	時間がかかることを認識。 傾斜地や凸凹があると、安全に操作が出来ず、リフトなどの故障に。 後方から乗り降りする場合は後方約3～4m以上のスペースを確保。
2. 停車方法	(1)ハザードを点滅。 (2)駐車ブレーキを掛ける。ギアはパーキングに。 (3)エンジン停止。	エンジンを止めない車もある。 エンジンを掛けておくと、危険、排気ガスが車内に入る、排気ガスが利用者にかかる、環境に悪いといった問題がある。
3. リフトの操作 (展開、乗車準備、降車)	(1)メインスイッチを入れる。 (2)リモコンを車体から外し、車体から離れて操作する。 (3)後退防止のフラップは正しい位置で。 (4)リフト（プラットフォーム）が降りきり、車体が浮くまでしっかりと降ろす。 (5)後退防止のフラップを下げ、乗降準備。	リフトの斜め後ろなど、全体が見渡せるところで安全を確認しながら操作する。 <声かけ>
4. プラットフォームへの乗車	(1)リフト（プラットフォーム）に乗る。 (2)車いすの駐車ブレーキを掛ける。 (3)後退防止のフラップを上げ正しい位置にセットする。	キャストを軽く上げるにして乗り込む。 車内の突起物や車いす固定装置の場所を考慮してプラットフォーム上の乗車位置を決める。 車いすの駐車ブレーキは過信しない。 ヘッドレストを装着する場合はリフトに乗る前に装着する。 <声かけ>
5. リフトの操作 (上昇、乗車)	(1)車いすのグリップを保持しながらリフトを上げる。 (2)リフトが中まで入るタイプはそのまま中へ。入らないタイプは水平になってリフトが止まったところでリフトを止める。	車いす2台仕様で前に乗車するときは車いすは固定しないでブレーキを掛けるだけでリフトを上昇させる。 後ろ（=リフト上）に乗車するときは先に車いすを固定させてからリフトを上昇させる（リフトがそのまま中に入るタイプ）。利用者のつま先や頭が車体に当たったり、挟まれないように注意する。 <声かけ>
6. 車いすを固定位置に	(1)運転者はリフト上に後ろから乗り込む。車いすの駐車ブレーキを解除し、車いすの固定位置まで押し進める。 (2)固定位置で車いすの駐車ブレーキを掛ける。	リフトから運転者が転落しないように気をつける。 <声かけ>

	内容	受講者の理解の目標・その他
7. 車いすの固定	(1)車いす固定装置で車いすを固定。 (2)固定を確認。	強い力を受けられるしっかりとしたフレームにフックを掛ける。 ワイヤー・ベルトの角度が45～60度になるように。 車いすに合った固定方法で。 <声かけ>
8. シートベルト	(1)車いす用シートベルトを付ける。 (2)シートベルトの位置を確認。	シートベルトが腹部にかかったり、首に掛からないように気をつける。 腹部に掛からないように肘掛けの下を通す。 大車輪の大きさによってはスポークの間を通す。 <声かけ>
9. リアゲート	(1)リアゲートを閉じる。	音などの衝撃を利用者が感じないように優しく。 どこかの窓を少し開けておくと衝撃が少なくなる。 半ドア状態でも閉まる機構が装備されている車は活用する。 <声かけ>
10. スライドドア・運転席ドア	(1) 半ドアに気を付けて閉じる。	車内の利用者に衝撃を与えないように。<声かけ>
11. 故障時の対応	(1)故障時の対処方法を確認する。	リフト、車いす固定装置それぞれ。

◆スロープ

	内容	受講者の理解の目標・その他
1. 停車位置	(1)安全、平ら（前後左右とも）、凸凹がなく、他の交通に迷惑にならない場所。 (2)スロープの操作・乗車スペースを確保。	時間がかかることを認識。 傾斜地や凸凹があると、安全に操作が出来ず、スロープなどの故障に。 後方から乗り降りする場合は後方約3～4m以上のスペースを確保。
2. 停車方法	(1)ハザードを点滅。 (2)駐車ブレーキを掛ける。ギアはパーキングに。 (3)エンジン停止。	エンジンを止めない車もある。 エンジンを掛けておくと、危険、排気ガスが車内に入る、排気ガスが利用者にかかる、環境に悪いといった問題がある。
3. スロープの操作 （展開、乗車準備、	(1)スロープを展開する。	安全を確認しながら操作する。 <声かけ>
4. 乗車	(1)車いすを押し上げる。	キャスターを軽く上げるにして乗り込む。 車内の突起物や車いす固定装置の場所に注意する。 ヘッドレストを装着する場合は乗る前に装着する。 <声かけ>
5. 車いすを固定位置に	(1)固定位置で車いすを停める。 (2)駐車ブレーキを掛ける。	利用者のつま先や頭が車体にあたり、挟まれないように注意する。 車いすの駐車ブレーキは過信しない。 <声かけ>
6. 車いすの固定	(1)車いす固定装置で車いすを固定。 (2)固定を確認。	力を受けられるしっかりとしたフレームにフックを掛ける。 ワイヤー・ベルトの角度が45～60度になるように。 車いすに合った固定方法で。 ワイヤー・ベルトの弛みに注意。 <声かけ>
7. シートベルト	(1)車いす用シートベルトを付ける。 (2)シートベルトの位置を確認。	シートベルトが腹部にかかったり、首に掛からないように気をつける。 腹部に掛からないように肘掛けの下を通す。大車輪の大きさによってはスポークの間を通す。<声かけ>
8. リアゲート	(1)リアゲートを閉じる。	音などの衝撃を利用者が感じないように優しく。 どこかの窓を少し開けておくと衝撃が少なくなる。 半ドア状態でも閉まる機構が装備されている車は活用する。 <声かけ>
9. スライドドア・運転席ドア	(1)半ドアに気を付けて閉じる。	車内の利用者に衝撃を与えないように。 <声かけ>
10. 故障時の対応	(1)故障時の対処方法を確認する。	スロープ、車いす固定装置それぞれ。

6.移動サービスでの運転に必要な知識と心構え

テキスト該当ページ	第7章 移動サービスでの運転に必要な知識と心構え
標準講義時間	50分（講義）
副教材・資料など	



押さえておきたいポイント（到達目標）

1. 運転経験が豊富、無事故無違反の人は本当に安全な運転をしているのか。
データに基づいて事故の状況を知る。
2. 利用者に乗せて走るということ、移動困難者（＝利用者）に乗せて走るということが運転にどのように影響を与えるか。
3. ドア・ツー・ドアというサービス形態から求められる運転。
4. 事故が起きる原因は？ 認知が問題。意識して見る重要性。
5. 他の車両からどのように見られているか。
6. 同乗している利用者が安心する運転とは。

内容	その他
<p>1. 受講者の経験を確認する。</p> <p>(1)運転経験（ゴールド免許、2種免許、無事故無違反）</p> <p>(2)移動サービスでの活動経験</p>	<p>・移動サービスでの活動経験活動経験がない受講者は移動サービスに求められる運転のイメージが掴み難いので、説明を十分に。</p>
<p>2. 運転経験が豊富、無事故無違反の人は本当に安全な運転をしているのか。データに基づいて事故の状況を知る。</p> <p>(1) "運転経験が豊富=よい運転"とは必ずしもならない。経験によって危険予知能力が付くが癖も付くことがある。</p> <p>(2) 死亡事故の約6割は無事故だった人。</p> <p>(3) 死亡事故による死者数は減っているが、事故件数そのものやケガ人の数は増えている。</p> <p>(4)歩行者、高齢者の死者数が多い。</p>	<p>・警察庁のHPに事故のデータが公表されている（交通事故白書）。</p>
<p>3. 利用者に乗せて走るということ、移動困難者（=利用者）に乗せて走るということが運転にどのように影響を与えるか。</p> <p>(1)運転者の都合ではなく、利用者の都合で走らなければならない。</p> <p>(2)見守り、声かけ、会話が必要。</p> <p>(3)身体、上体の保持が困難。多少の揺れでも簡単に身体が揺れる→その結果、運転への集中力が低下し、無意識の運転が増える。集中力（意識レベル）が下がると無意識の運転が現れる。悪い癖をなくし、よい運転の習慣を身に付ける。</p>	<p>・日頃より一時停止などを正確に行うようにし、どんなに急いでいても一時停止をするような習慣を身に付ける。</p> <p>・道路交通法は事故を防ぐために必要なことが書いてあるので、基本に戻って忠実に。</p>
<p>4. ドア・ツー・ドアというサービス形態から求められる運転。</p> <p>(1)生活道路を走る。</p> <p>(2)生活道路にいる人（高齢者や子供）を事故から守る、加害者にならない。</p>	
<p>5. 事故が起きる原因は？ 認知が問題。意識して見る重要性</p> <p>(1)事故の主な原因は、認知の誤り・遅れ・間違いなどによる。</p> <p>(2)意識して見ないと情報は入ってこない。</p> <p>(3)危険を予知し、回避するための情報を得る。</p>	<p>・運転とは、認知→判断→操作の繰り返し。</p> <p>・これらに、誤り・遅れ・欠如があると事故につながる。</p>
<p>6. 他の車両からどのように見られているか。</p> <p>車いすマークや「高齢者送迎中」などと表示をしても、見てくれるのは直後の車両程度。高齢者送迎中などの表示を目にしても、それが独特の走り方をすることまでは理解されていない。他の車両にぶつけられ、被害者とならないように、防衛運転をおこなう。</p>	
<p>7. 同乗している利用者が安心する運転とは。利用者からみてどのような運転なのか意識する。、道路左側に立っている電柱に近づきすぎないというように、乗っている利用者が不安に感じず、安心して利用できるようにする。</p>	<p>・目視での安全確認をしっかりとおこなうなど、運転者が安全に配慮していることを示すパフォーマンスも必要。</p>

7. リスクへの備えと対応

テキスト該当ページ	第8章 リスクへの備えと対応
標準講義時間	50分（講義）
副教材・資料など	



押さえておきたいポイント（到達目標）

- ① ボランティアであってもリスクや責任を負わねばならない。
- ② リスク（損失または損失の恐れ）がおきてからの対応も大事であるが、それ以上に予防が大切。また、第一次のリスク対応が二次的なリスクを回避することになる。
- ③ 大切なのは、起こりうるリスクを想定する作業を団体内でおこない、マニュアルや取り決めをしておくこと。
- ④ リスクは多種多様である。サービス提供中の事故だけがリスクではない。運営上のリスク、個人情報の漏洩といったリスクも。
- ⑤ リスク以上に、活動を通して得られるやりがい大切に。ただし、リスクがあることは当然のこと。リスクのない活動はニーズに応えないサービスとも言える。



指導時の注意点

- ①リスクへの対応としては、回避、軽減、移転、保持、活用といった方法があり、時期としては、事前と事中・事後がある。
リスクによって、対応方法と時期が異なるので、これらのことを受講生が主体的に考えられるように説明する。テキストは回避と対応が混在しているので要注意。
- ②テキストに取り上げているリスクは一部であり、対応方法もまた一部。日々の活動のなかでは具体的にどこまでがリスクでどこからがリスクではないと決まっているわけではないし、どれがリスクと分かるものでもない。正しい対応方法の答えが出るものでもない。むしろ各人がリスクをリスクと気づき最適な対応をできるようになること、そのためには講習後に各団体に日頃の活動を振り返り、話し合うなどしてそれぞれが回避方法や対応方法を考えることが重要という意識を持ってもらうようにすることが大切。
- ③運転者の視点でおこなうリスク管理と運行管理者の視点でおこなうリスク管理の研修は異なる。二つの役割を掛け持ちしている受講生が多いこともあるが、違いを意識した上で指導すること。

■ サービス提供中に起こりうるリスク防止と対応

(テキストに沿って講義する。経験を元に実例を挙げ、受講生に具体的なイメージを持ってもらえるよう工夫する。各項目について、回避方法を優先的に示し、対応方法を示せると理想的。)

- ①利用者の体調不良
- ②感染症
- ③交通事故
- ④介助中の事故
- ⑤車両の故障
- ⑥走行困難な環境条件

■ サービス提供中のリスクに備えた保険加入

- ①自動車保険と自動車以外の活動に関わる保険が必要である。
保険の種類を理解を（賠償責任保険と傷害保険）。
- ②団体所有、または個人の持込み車両の、現在の保険の内容を理解と確認すること。
補償内容を知った上で、活動することで安心して活動できるように。

■ サービス提供の周辺に潜むリスク防止と対応

- ①個人情報の漏洩
個人情報を扱うのは事務局だけではない。サービス提供の場面で、個人情報を入手することは多い。
- ②苦情
 - ・利用者から、家族から、他職種から
 - ・事務局に届けられる苦情と、運転者に届けられる苦情がある。相互が円滑なコミュニケーションを取ることが、二次的なリスクを予防することにつながる。

■ 具体的に考えてみる

事故やヒヤリハットの例、対応策の例をあげ、受講者にも対応を考えてもらう。

8. 運転実技（準備から実施まで）

テキスト該当ページ	第9章 運転実技
標準講義時間	一人あたり20分義)
副教材・資料など	



押さえておきたいポイント（到達目標）

①交通ルールに従って安全な、事故を防ぐ運転ができているか？

交通ルールに従った基本に忠実で安全な運転、危険を予知し事故を防ぐ運転というものがどのようなものか理解しているか、実際に出来ているか確認する。

②移動サービスで求められる運転を理解しているか？

移動サービスで求められる運転を理解しているか確認する。これから活動を始める受講者にとってはできていなくても理解しているか、理解しようとしているかを確認する。

③利用者体験をする

体験乗車をおこない、利用者はどのような状況に置かれているか、運転によってどのような影響を受けるのか体験する。自分の運転を判断する材料を持ち、利用者理解を深める。



指導時の注意点

①運転のチェックでは、交通ルールに従って安全な運転をするという部分と、優しいブレーキや声かけなどの移動サービスに求められる運転操作とに分かれる。安全な運転については、受講者は免許を持っているのでできていることを前提とする。自分では交通ルールに従って安全な運転をしているつもり運転者が多いので、しっかりと指摘する。

移動サービスに求められる運転操作については、できていることを前提とする必要はなく、この実技を通してしっかりと理解することを目標とする。

②移動サービスでの活動経験がない受講者は、短時間で移動サービスに求められる運転を理解することが難しいので、運転中にも具体的に説明し、理解を促すとよい。

③体験乗車をしている人には、時折目を閉じてもらい声かけの必要性を感じてもらおう、意見を促すなどによって、理解を深めるようにする。運転者にもどのような運転が求められるのか明確にする。

④歩行者保護を忘れた運転者が増えているので、しっかりと認識してもらおう。

■路上講習コースを設定する（コース設定基準）

運転実技の成否はコースの設定による。特に気になる点、チェックしたい点を確認することができるようなコース設定とする。

①40km/h以上の速度を維持して走行できる幹線道路を含む

片側2車線以上で、運転者の判断による車線変更を伴う設定が望ましい。例えば、左側の車線を走行した後、右折のために中央側の車線に変更するコース。

②注意力を必要とする狭い道路の通過を1回含む

センターラインがなく、段差やガードレールなどによって車道から分離された歩道がない道路。歩行者や自転車、駐車中の車両の横を速度と間隔に注意して通過する場面があるとよい。

③指定場所の一時停止（信号なし）を1回含む

信号がなく、一時停止の標識があるところ。

同じような道幅の道路が交差する交差点（信号なし）と、狭い道路から歩道がある広い道路に、歩道を横切ってでる交差点（信号なし）の両方があると望ましい。

④右左折のうち、それぞれ1回以上は明確な進路変更ができるコースを含む

右左折時に同じ車線内で進路変更をはっきりとおこなうことができるだけの幅がある道路。右左折共に信号があり、横断歩道がある交差点が望ましい。更に、右折は信号があるものの右折可の矢印信号がなく、運転者が対向車の動きを判断して右折する交差点が望ましい。

⑤交差点のない横断歩道の通過を2回以上含む

交差点ではなく、直線道路などの途中にある横断歩道で、1回はあまり見通しがよくなく、注意して通過しなければならない横断歩道が望ましい。ただし、とびだしの危険がともなうような横断歩道は避ける。

⑥コースの所要時間は1周（一人）約10分

乗降時に介助を伴うか、同乗体験をどのようにおこなうか、運転後にすぐに講評をおこなうか、などによって走行以外の時間が変わるので注意する。1周（一人）の実走行時間10分には乗降時の介助の時間を含まない。

実走行は10分でも、運転前の説明や準備、運転後のアドバイスや評価などを含めると20分以上になる。

コースの最初は講習に使用する車両への慣熟走行を兼ねられるようにする。コース途中で運転者の運転状況や道路の混雑状況などによってショートカットできるような設定にすると望ましい。

⑦ブレーキに注意力を必要とする道路を通過する

下り坂でブレーキを掛けなければいけない道路、及び手前で十分減速しないと横揺れが大きくなるカーブや交差点を入れると望ましい。

⑧発着を敷地内とする

出発点・帰着点は敷地内にし、道路上としない。

⑨乗降介助を運転の前後におこなう必要はない

リフトやスロープの操作、車いすの固定などの乗降介助は、受講者が正しく出来ているかチェックする対象ではなく、乗降介助の正しい手順や声かけのポイントを確認することを目的とする。それには初めて福祉車両を扱う受講者や、慣れない車両を使う受講者が運転実技の前後に緊張した状態でおこなうよりは、運転実技とは別に繰り返し乗降介助のポイントなどを修得する実技をおこなうほうが効果的である。そのため乗降介助は必ずしも運転実技の前後に一連でおこなう必要はない。

運転実技の前後に乗降介助をおこなわない場合は、車いすを固定したまま体験乗車をおこなう受講者が乗り降りする、もしくは講師が手順を示しながら乗降介助をおこなう、といった方法となる。ただし乗降介助を運転実技の前後におこなわない場合でも、運転する受講者は出発前に同乗者のシートベルトの着用などの安全を確認するようにする。

⑩実際に使う車両のなかで一番大きいタイプの車両を使用する

運転実技で受講者が運転する車両は、実際の活動で使用すると考えられる最も大きなタイプの車両を使用する。

実際の活動で軽自動車しか使用しない受講者が無理に大きな車両を運転する必要はない。

■運転実技講習の実施（当日）福祉車両（車いす仕様）編

運転実技は始まると各車両は別々の動きとなり、道路状況などによって所要時間が変わる。進捗状況を掴むのが難しくなるので、運転実技のスケジュールや受講者の交替を管理するスタッフがいとよい。

※印は、会場や時間、人数の条件に応じて実施するかどうかを判断する。

（１）実技講習開始前の注意事項

実技開始前に、受講者に説明すべきこと。

- 1) 運転の順序（運転→体験乗車）、グループ分け、配車など。
- 2) 利用者の想定（状態、要介護度など）を具体的に。
- 3) コースは実技中、助手席の講師が説明するので覚える必要はないこと。

ただし、講師がコースを間違えることがあるので、交通法規は運転者の判断で守る。例えば、右折禁止箇所でも右折を指示されても右折しない。

- 4) 同乗体験は揺れや声かけの必要性、運転の違いなどを感じるためのものなので極力体感するようにする、コースを覚えるためではないこと。
- 5) 免許証の携帯と心身の状態。
- 6) 揺れチェック用のペットボトルを置くこと（使用する場合）。
- 7) 教習所の試験ではないので過度な心配や緊張は不要。
- 8) 自己責任で運転する。車両をぶつけた時などは、修理費用を負担する。

(2) 車両（リフト・スロープ）の説明方法の説明と確認 ※①

※運転実技の前後に乗降介助をおこなう場合。

- 1) 各号車を担当する講師または車両の管理者からリフトまたはスロープ、車いす固定装置の使用方法を説明する。
- 2) 受講生が順に操作（練習）をおこない、操作方法を理解する（ただし、操作方はチェックの対象とはせず、操作方法が分からなければその都度講師に聞いてよいこととする）。

(3) 役割分担の確認

- 1) 受講生のうち1名が運転者、他の1名が利用者役として車いすに座り体験乗車する。運転者でも利用者役でもない受講生がいる場合は、同乗するか待機となる。別の駐車車両で乗降介助を学ぶのもよい。
運転が終わってから体験乗車するのが望ましい。最後に運転する1人は逆に体験乗車の後の運転となるが、体験乗車が先だと運転が気になりコースを覚えようとする傾向がある。十分な体験乗車がしづらくなるので特に配慮する。
- 2) 講師がチェックをおこなう。コースは講師が適切なタイミングで受講者に伝える。

(4) 実技講習開始

- 1) 運転者
 - ・自分のチェックシートを講師に渡し、実施する。車いすが2台以上乗れる車両を使用する場合は、前の固定位置に留める。運転の留意点はテキスト第7章、第9章を参照。
- 2) 利用者役
 - ・目を閉じる（車両の動きを事前に予測しない）、フットレストに足を置かない（踏ん張れない状態にする）、肘掛を握らない、といった方法で利用者の状態を体感する。
 - ・利用者役が車の揺れ、運転者とのコミュニケーション（声かけ）の重要性、窓からの視界などを確認できるように、講師は要所で利用者役に促がす。
- 3) 講師
 - ・チェックシートを使ってチェックする。安全な運転に関する部分ではできているかチェックする。優しいブレーキ・アクセル・ハンドル操作や「声かけ」「見守り」についてはできているかではなく、理解することを目的にポイントを確認する。

- ・チェック時は助手席に座る。
- ・チェックする際の視点はテキスト第7章、第9章およびチェックシートを参照。
- ・チェックシートの項目のうち、走行しながら気になった点に×印をつける形でチェックをおこなう（所見は降車後に記載する）。
- ・運転中は安全な運転については特に指導は加えずにチェックする（特に危険を感じる運転や状況があれば指導したり講習を中止する）。チェックの内容やコースによっては、運転中でもある程度進んだ後に指導してもよい。
- ・揺れをより客観的に表現し運転者に認識してもらうために、水を半分程度入れたペットボトルを車内の床などに置く（揺れると倒れる）といったこともおこなう。
- ・コースの指示は運転者が次の動作を準備できるよう、早めの指示を心がける。（横断歩道や標識は運転者が自ら気づくべきポイントなので指示に使わず、建物や信号を目印にしながら指示する）

（5）チェック終了と個人指導

- 1）降車後、講師から運転者に気になった点を口頭で運転者に伝える。（利用者役の受講生には聞こえないように）
- 2）利用者役から運転者に乗車の感想を伝えてもらうのもよい。
- 3）講師はチェックシートの所見を記載する（時間が足りなければ、全員のチェックを終了後に記入する）。

（6）チェックの繰り返し

- 1）運転者と利用者役が交替し、チェックを繰り返す。1回目と同様にチェックをおこなう。
- 2）全員が1回ずつチェックを受けて、カリキュラムの残り時間が十分にあるときは、もう一度走行して、チェックした項目が改善されているかどうかをチェックするのもよい。

（7）チェックシートの返却と総評

- 1）講師は担当した受講生毎にチェックシートの結果と総評欄に所見を記入し、3段階の評価をおこなう。評価基準は点数などの絶対的なものはないので講師同士で事前に考え方を確認しておく。
判断に迷った部分がある場合はチェック後再度講師同士で意見交換をおこない、修正する（その間に介助実技の講評などの時間を挟み、講師が作業できるように時間を取る）。
- 2）運転実技についての総評は、全号車の実技が終わったあと、講師全員からそれぞれが担当した号車の受講生の傾向を踏まえて総合的にコメントする。受講生一人ひとりへのコメントはしないようにし、受講者各自の結果と総評はチェックシートを返却して各自読んでもらうようにする。

チェックシートは総評欄への所見の記入と評価が終わっていれば、運転後に受講者に返却してもよいが、いつ返却するか講師間で統一しておく。

(備品)

- 福祉車両（リフト車またはスロープ車）：1台につき1時間で受講生4～5人が目安
- 手動車いす：使用する車両台数分
- チェックシート：受講生の人数分
- クリップボード、ボールペン：講師人数分
- 走行コースマップ：講師の人数分 別に受講者用に掲示してもよいが覚える必要はない。
- 水の入ったペットボトル：使用する車両台数分

◆チェックシート

実施日時・場所 年 月 日 []

運転者	
ポイントとなる場面	チェックする際の視点
運転	
《1》基本操作(安全な運転のために)	
乗車・運転前の確認	車の周囲の安全 服装・靴 姿勢 ヘッドレスト シートベルト ミラー
ハンドルを正しく操作する	持ち方(内掛け・片手をしない) ふらつかない 遅すぎない・早すぎない
安全を確認する	周囲の安全を確認(ミラーで 目視で)死角を意識してカーブミラー活用
合図で知らせる	ウinker・ブレーキランプ・ヘッドライト・車の挙動 早めに
予測する	信号の変化 歩行者・他車の動き・見えない危険を予測
バック・車庫入れ・駐停車	目視でも確認 バックは最小限に ハザード点灯
《2》利用者に負担の少ない運転	
発進・アクセル操作	クリーブを利用 アクセル優しく戻し気味に 速度控えめ 惰性を活用 ムラなく
制動・ブレーキ操作	エンジンブレーキ活用 優しいブレーキ 停止位置に注意
曲がる・カーブ	適切な速度で 減速十分に ブレーキ終えてからハンドル操作 加速控えめ
段差・悪路	適切な速度で むやみにハンドルで避けない
《3》一時停止	
	停止線手前で確実に停止 安全確認 多段階停止 無理しない
	歩道の歩行者・自転車に注意 隠れた二輪車に注意 自転車を見せる
《4》横断歩道	
	渡ろうとしていれば一時停止 安全確認できなければ徐行・ブレーキの構え
	ひし形のマークを見たら準備 状況に合わせた対応を
《5》狭い道・生活道路	
	速度を落として 徐行 ブレーキの構え 歩行者・自転車との安全な間隔
	歩行者・自転車・駐停車車両とは状況に合わせた判断 隠れた危険を予測
《6》狭い道から大きな道へ	
一時停止と安全確認 歩行者・自転車・優先車両を妨害しない	
《7》大きな道から狭い道へ	
	早めの合図 巻き込み防止 減速十分に 大回りしない・振らない 歩行者保護
《8》交差点での左折	
	早めの合図 左によって巻き込み防止 減速十分に 大回りしない・振らない
	死角を意識して 巻き込みに注意 手前と向こうの歩行者・自転車を目視で確認
《9》交差点での右折	
	早めの合図 右による 減速十分に 車体・ハンドル真っ直ぐに待つ 無理しない
	手前と向こうの歩行者・自転車を目視で確認 横断歩道上も 死角に注意
	対向車・隠れた二輪車に注意 相手を過信しない
《10》幹線道路と車線変更	
	適切な速度で 自転車・二輪車・駐停車車両と安全な間隔 車間距離
	早めの合図 目視による確認 後続車を妨げない
《11》上り坂・下り坂	
	適切な速度で 下り坂のブレーキは優しく
乗降(車いすでの安全な乗り降りのために)	
車いすの操作	駐車ブレーキ 速度 曲がり方 段差 フットレスト 足元・手などの確認
乗降装置の操作	停車位置 ギア「P」 駐車ブレーキ エンジン停止 ハザード点灯
	リフト・スロープの正しい操作 転落・転倒防止 足元・頭上・左右などの確認
車いす固定装置の操作	固定装置の正しい操作(フック位置・手順) 固定の確認
安全装置操作	シートベルト(通し方・位置) ヘッドレスト チャイルドロック ドア
声かけ・見守り	
《1》最初に	
	利用者の顔を見ながら 氏名・目的地・時間・道順・荷物などを確認
	自分の名前と所属も名乗る
《2》介助・車いすの操作	
	介助内容を確認
	「ここから私が車いすを操作します」など介助の開始を明確に
	動く 止まる 曲がる 前を上げる下げる 後ろ向きにする 待つなどのポイントで
《3》乗降介助(乗車)	
	リフト・スロープに乗る・上がる・動く 足元・頭上・左右への注意 車内で前へ
	固定時の説明 シートベルト・ヘッドレスト装着時の説明
《4》出発前に再確認	
	目的地・時間・道順・荷物・忘れ物など
《5》利用者の様子を確認	
	温度(暑い・寒い) 風 陽射し 体調
	車いす固定・身体のスレ・シートベルト・ヘッドレストの具合
《6》車の動きを説明	
	発進 停止 右折 左折 カーブ 揺れ 段差
	道路状況(到着予定・混み具合・迂回) 到着
《7》見守り	
	バックミラーを使って利用者を見る
	停車時に振り返って(動き出さないようブレーキに注意)
《8》乗降介助(降車)	
	シートベルト・ヘッドレスト取り外しの説明 固定解除の説明
	車内で後ろへ リフト・スロープ下がる 足元・頭上・左右への注意
《9》介助終了の確認	
	「ここからは車いすの操作をお願いします」など介助の終了を明確に
	荷物・忘れ物の確認
《10》帰りや次回のために	
	待ち合わせ時間・場所・連絡方法を確認
結果と総評	
Ver.6 2008/3/4	
<p>() 移動サービスに求められる運転ができています。 常に、安全運転の意識を持って利用者の信頼に応えるサービスを提供して下さい。</p> <p>() おおむね、移動サービスに求められる運転ができています。 より一層安全運転に心がけ、利用者の信頼を得るよう努めて下さい。</p> <p>() 移動サービスに求められる運転がまだ、出来ていないようです。 運転の悪い癖を直し、安全運転に努めて下さい。</p>	
確認者:	

◆標準カリキュラム（福祉有償運送運転者講習）

時間形式	科目名	目的	講習の内容	テキスト該当章
1 50分講義	移動サービス概論	○移動サービスの歴史・社会的役割・位置付けを理解する。 ○移動サービスに関連する最新の法律・制度を学ぶ。	○安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他福祉有償運送の実施に当たり必要となる関係法令などの基礎的な知識などに関すること。	《1》運転者研修の目的と研修の企画 《2》移動サービス概論 《6》移動サービスに関する法律・制度を理解する 追加資料
2 50分講義	リスクへの備えと対応	○サービス中に起こりうる利用者の体調不良や、事故などへの対応について学ぶ。	○日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良などの緊急時に的確に対応するための知識や方法などに関すること。	《8》リスクへの備えと対応
3 50分講義	移動サービスの運転に必要な知識と心構え	○移動サービスにおける運転の心構え、運転技術のあり方、知識、安全運転への基礎知識を習得する。	○安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法などに関すること。	《7》移動サービスの運転に必要な知識と心構え
4 50分講義	移動サービスの利用者を理解する	○移動サービスを利用する障害者・高齢者の状態を理解し、権利保障について学ぶ。	○障害についての知識及び利用者理解に関すること。	《3》移動サービスの利用者を理解する
5 120分講義	接遇・介助	○移動サービスを利用する障害者・高齢者への接遇技術及び介助技術を習得する。	○基礎的な接遇に関する技術及び利用者が必要とする援助に対応するための介助技術に関すること。	《4》接遇・介助
6 60分講義 + 演習	福祉車両	○移動サービスで使用する車両の種類と機能、使用の留意点を理解する。	○多様な福祉自動車の仕組みや取扱いの方法などに関すること。	《5》福祉車両
7 一人あたり20分演習	運転実技	○移動サービスの利用者に乗せて安全に運転する技術を学ぶ。	○福祉自動車の運転方法及び利用者の視点に関すること。	《9》運転実技

◆標準カリキュラム（セダン等運転者講習）

時間形式	科目名	目的	講習の内容	テキスト該当章
8 50分	セダンの利用者理解と接遇・介助	○セダンの利用者を理解し、正しい介助技術を学ぶ。	○福祉自動車以外の自動車を使用しておこなう福祉有償運送における利用者を理解し、乗降介助等の対応に関すること。	《3》移動サービスの利用者を理解する 《4》接遇・介助別紙 《10》セダン
9 一人あたり20分	セダン介助実技			



J-net!ベテラン講師から12のアドバイス

「受講してよかった」と言われる講習会にするために

受講者は、福祉有償運送に必要な知識・技術を習得しようと、忙しい中時間を作り、受講料を負担して、真面目な気持ちで出席しています。そのため講師には責任のある講義が求められます。

1. 受講者の中には、講師よりも知識・技術、経験が豊富な人がたくさんいます。うろ覚えの知識や中途半端な説明は、講習全体の質を落とすことになりますので、慎みましょう。
2. もし、答えられない質問があった場合は「調べて後でお答えします」とし、休憩時間に先輩の講師にアドバイスを求めましょう。その場しのぎの回答は禁物！
3. 受講者の顔を見ながら、また教室全体を見渡しながら講義をすることを心がけましょう。テキストばかりを見つめて話をしていると、自信のなさが目立ちます。
4. 開始時刻・終了時刻を厳守してください。受講者は終了時刻までは集中して話を聞いていますが、終了時刻が過ぎても講義が終わらないと集中力が途切れます。終了時刻の3～1分前にその講義を終わるのが上手な講師です。
5. 自分の失敗談を悪い例として紹介するのは効果的です。とっつきにくかった講師が急に身近に感じられて、集中力がアップします。
6. 講義の中に、なるべく「笑わせる話」を盛り込むように工夫しましょう。「笑い」は眠気を取り除き、頭の中を新鮮にし、集中力を高める効果があります。簡単な笑い話は「自分の失敗談」を話すことです。
7. テキストを朗読するだけでなく、テキストに登場するグッズの実物を紹介して回覧したり、実演して見せたりして、講義内容に変化を持たせる工夫をしましょう。
8. 午後の最初の時間は誰でも眠くなります。クイズ形式で手をあげてもらう、テキストを順に朗読してもらう、実演を見せるなどの眠くならない工夫をしましょう。
9. 万一、同僚の講師が間違っただ話をした場合は、受講者の前でそれを指摘・訂正することはやめましょう。休憩時間に同僚講師に直接間違いを指摘し、その講師の口から訂正するようにしましょう。

10. 自分の活動の話をして構いませんが、必ずその講義科目につなげてください。関連付けがなければ、「自慢話」「世間話」で終わってしまいます。
11. 講師であるからといって、受講者を言い負かしたり高圧的な態度をとってはいけません。講師も受講者も同じ活動をしている仲間同士です。
12. 「利用者を安全に目的地へ送迎する」ための方法を伝えているんだという自覚と熱意を持って講義をしましょう。受講者にそれが伝わると、心に残る講義になります。

～テクニックのワンポイントアドバイス～

- *気持ちよく受講できるかどうかは、オリエンテーションで決まる。
- *質問は講義時間中に受けない。

第2章 役立つツールの色々

1. 講習よくある質問

これまでの講習で受講者からよくだされた質問や、想定される質問を挙げてみました。質問に対し決まった回答があるものもあれば、明確な回答が無いもの、または、状況や講師及び講習実施団体によって回答が変わるものもあります。ここではあえて回答例をつけていませんので、回答を考えてみてください。

■福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習

1. 講習を受けなければいけないと言われてきたけど、何で講習を受けなければいけないの？
2. どの講習を受けなければいけないの？
3. 二種免許をもっているけど講習は受けなければいけないの？
4. ヘルパーの資格をもっているけど講習は受けなければいけないの？
5. セダン等運転者講習って受けなければいけないの？
6. この講習は定期的に受けなければいけないの？
7. 修了証をなくしたらどうなるの？
8. 運転は何歳まで出来るの？
9. 高齢者講習を受けなければいけないの？
10. この講習を受ければ高齢者講習は受けなくてもよいの？
11. 半年位前に免許停止処分になったことがあったけど大丈夫？
12. もし免許停止処分になったらどうなるの？
13. 別の団体でも運転者として活動したいと思っているけど講習をまた受けなければいけないの？
14. 将来、地元に戻ろうと思っているけど、そのときはまた講習を受けなければいけないの？
15. 代替講習って何？
16. この活動をしていると駐車違反で取り締まられないの？
17. 車いすのマークを車に貼っているの？
18. 車いすのマークを車に貼るとよいことある？
19. 車いすのマークの駐車場に止めていいの？
20. 車いすのマークの駐車場に一般の車が止まっていたことがあったけどよいの？
21. 駐車料金は割引になる？
22. 高速料金は割引になる？
23. マイカーを使ってもよい？
24. マイカーを持ち込む場合、点検はどうすればよいの？

25. マイカーを持ち込む場合、気をつける点を教えて。
26. マイカーを持ち込むと税金は安くなるの？
27. 朝は何時から夜は何時まで？
28. 土日や年末年始も送迎するの？
29. 送迎する範囲はどこまで？
30. ボランティアでもお金を貰ってよいの？
31. 移動サービスで生活できる？
32. NPOがおこなっている移動サービスは将来どうなるの？
33. タクシーが使いやすくなったらNPOの移動サービスはなくなるの？
34. 事務所が遠かったり、事務所が閉まっている時間帯に活動している。対面点呼は難しいけど、どうすればいいの？
35. (講師に対して) やっていて楽しいこと、やっていてよかったことは何？逆に、やっていて嫌なこと、やめたくなることはあった？

36. 利用者から「次回の運転もお願い」と言われたらどうすればよいの？
37. 利用者から「利用料が高い」と言われたらどうすればよいの？
38. 利用者から「帰りに買物したい」と言われたらどうすればよい？
39. 利用者から「次の予約をしたい」と言われたらどうすればよい？
40. 利用者から「携帯電話の番号を教えて」と言われたらどうすればよい？
41. 利用者から「帰りに一緒に食事しよう」と言われたらどうすればよい？
42. 利用者からお茶代として1,000円渡されたらどうすればよいの？
43. 利用者から宗教のパンフレットを渡されたらどうすればよい？
44. 介助中、利用者から「お茶を飲みたい」と言われたらどうすればよい？
45. 運転中、利用者から「トイレに行きたい」と言われたらどうすればよい？
46. 渋滞中、利用者から「予約の時間に間に合わないから急いで」と言われたらどうすればよい？
47. 迎えに行ったら「約束の時間は30分前だった」と言われた。どうすればよい？
48. 迎えに行ったらまだ診察が終わってないみたいで利用者がいない。どうすればよい？
49. ヘビースモーカーです。気をつければタバコを吸っていい？
50. 雨の日はどんなことに注意すればよい？
51. 利用者を「あるがままに受容する」と言葉ではわかるけど具体的にはどんなこと？
52. うちの利用者はわがままって聞いたけど、どんなことに注意すればよい？
53. 利用者を病院の受付まで連れて行く場合、車寄せで降ろしたら車はどうするの？
54. 自分が道を間違えて遠回りをしてしまった。利用料金は距離で計算することになっているけどどうしよう？
55. 利用者を介助中、自分の荷物はどうすればよいの？
56. 車いすを押していてどこかの家の植木鉢を壊してしまったらどうなるの？
57. もし運行を忘れてしまったらどうなるの？
58. 利用者の個人情報としてどのようなことを知っているといよいの？

59. テキストに書かれているような様々な利用者には対応できない。
60. テキストに書かれている以上の医学的な情報や説明がほしい。
61. 利用者から介助方法が違うと言われた。教わったとおりやっているつもりだけど。
62. 車いすのまま階段をのぼるとき、車いすの利用者は上向き？それとも下向き？
63. 車いすのまま乗ると聞いて迎えに行ったら座席に座りたいと言われた。どうすればよい？
64. 事務所から介助者は一人ときいて利用者を迎えに行ったら介助者が二人いた。どうすればよい？
65. 退院で迎えに行ったら利用者の状態が以前と全く異なっていた。どうすればよい？
66. 利用者のお宅から道路に出るまでに狭くて急な階段があるけど、どういう方法で上げ下ろしすればよい？
67. 利用者が突然、具合が悪くなったらどうすればよい？
68. どんな種類でも、感染症の利用者の利用は受け入れるべきではないの？
69. 利用を断られるのが怖くて、感染症を隠して利用されたらどうしよう？
70. 自分が風邪を引いたけど交代してくれる人が見つからない。症状が軽ければ運行してよい？
71. 車いすのサイズはどれも同じ？
72. 車いすはいろいろな種類があるみたいだけど何でそんなにあるの？

73. 利用者がシートベルトをしてくれない場合どうすればよいの？
74. ペースメーカーを入れているのでシートベルトを着けられないと言われたけどどうすればよい？
75. シートベルトを着けると直ぐに外してしまう利用者があるけどどうしたらよい？
76. ちょっとしか走らない場合、利用者にシートベルトをしてもらわなくてもよい？
77. 利用者の身体にシートベルトが合わないみたい、どうすればよいの？
78. 利用者の車いすは固定し難い。こちらで用意した車いすを使ってもらえないの？

79. 利用者から言われた道は狭くて通りたくない。どうしたらよい？
80. 利用者が眠そうな場合や疲れてそうな時でも声かけするの？
81. 本当にこんなにゆっくり走らなければいけないの？
82. このブレーキで（普通だと思うけど、それで）も急なの？
83. 他の車の流れに乗ってある程度のスピードで走らなければ、かえって事故の経験が増すのでは？
84. 一時停止で停止線の手前で止まっても左右が見えない場合、向こうで止まればよいのでは？
85. 大きな車だから大回りしたほうがよい？

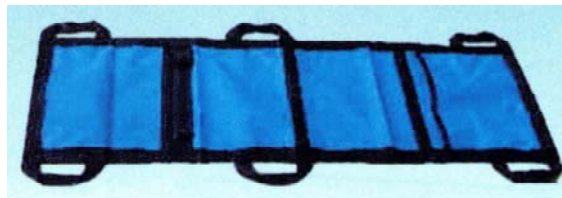
86. 車いすのマークを付けてるのに何で後ろの車に煽られるのだろう？
87. 自転車は邪魔。どうにかできない？
88. 利用者に乗せていてひやっとしたことはある？
89. 移動サービス中の事故はあるの？どんな事故があるの？
90. 車が壊れた場合どうするの？
91. 車の消毒って本当にやらなければいけないの？
92. 塀をこするような些細な事故はそのままでも大丈夫？
93. 利用者が乗っていて急いでいるときにバックでフェンスにぶつけた。どうすればよい？
94. 出発前に雪が降ったらどうするの？
95. スタッドレスタイヤって必要？チェーンをつけるほうが安全では？

2. グッズ

日々の現場で実際に使われて評判のグッズや、使ってみたいとの声が多いグッズを紹介します。役立つグッズはここに紹介する以外にもあり、これからも開発されていくでしょう。利用者、運転者それぞれの負担を減らし、より安全・安心につながる良いグッズがあれば受講者等に紹介するのも講習の役割の一つです。ただし、利用者の状況や使用する人の状況によってとても良いものもあれば、合わなかったり使わないほうが良いものもありますので注意しましょう。

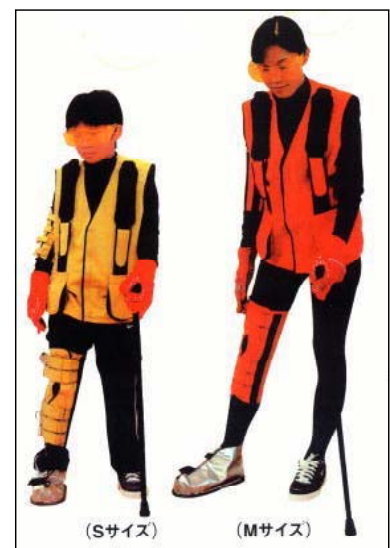
1. 担架（製品名：楽々たんか メーカー名：株式会社ピーアイエー）

階段での上下移動や寝たままでの移動に適した布状の担架です。一般的な棒を使った担架では通れないような狭い階段や廊下などでの使用に適しており、救急車でも採用されています。災害時の避難用として備えるケースもあります。



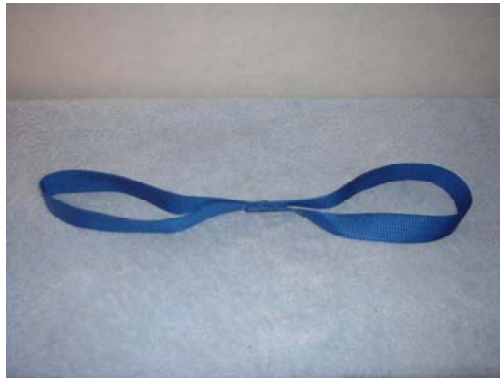
2. 高齢者擬似体験セット（製品名：まなび体 メーカー名：株式会社特殊衣料）

高齢者の体の機能や心の変化の一端を学ぶための学習用教材です。重り、動きを制限するサポーター、白内障体験ができる眼鏡、耳栓、物をつかみにくくする手袋などを装着してみて、生活の中での不自由さを体験することにより、年齢を重ねると人の体はどのような状態になるのか、そしてその体の状態はどのような気持ちにさせるのか考えるものです。



3. 補助ベルト（ソフトフック）（メーカー名：アンクラジャパン株式会社 など）

車いす固定装置のフックが車いすのフレームの形状によって掛からない場合や、フックが届かない場合、車いすへのダメージを防ぐためにフックを掛けたくない場合などに使用します。強度があるものを使いましょう。



4. シートベルト用補助ベルト（製品名：ジュニアシートベルトヘルパー

メーカー名：イー・レヴォリューション株式会社）

車に備え付けのシートベルトにフィットしない、体の小さい子供用のシートベルト用補助ベルトです。3点式シートベルトの肩ベルトが首に掛からないようにするために使用します。



5. 大丈夫かなミラー（提供：株式会社カーメイト アイグループ 実勢売価980円）

ルームミラーに付けて、すべての後部席が見える補助ミラー。利用者が倒れていないかなど、安全確認に最適。サイドミラーに付けて、乗降時の足元の安全確認にも使用可能。



6. くるりんシート（提供：株式会社カーメイト アイグループ 6000円）

腰をひねらず乗降できる回転シート。腰痛や関節痛の方に。



7. サインボード（つりさげタイプ）（提供：株式会社カーメイト アイグループ 1000円）

ハッチの開閉に合わせて反射ボードが表示・収納されるボード。乗降時、後方にアピールして安全確保。



8. 車内のですり（提供：株式会社カーメイト アイグループ 9800円）

ヘッドレストにしっかり固定する手すり。乗降時の安定確保に。取付簡単工具不要。



3. 情報源（WEBサイト、書籍など）

役立つような情報を提供してくれるWEBサイトや、書籍を紹介します。書籍は、ベテラン講師が利用しているもの、発行に携わったものです。

（1）WEBサイト

法律関係

- ・国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>
- ・国土交通省所管法令等一覧 <http://www.mlit.go.jp/hourei/hourei.html>
- ・e-Gov（イーガブ）行政への電子申請のためのポータルサイト <http://www.e-gov.go.jp/>
- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・厚生労働省法令等データベース <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

事故実態

- ・国土交通省自動車総合安全情報 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>
- ・自動車運送事業に係る交通事故要因分析（平成18年度）の結果
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090427_2.html
- ・警察庁統計 <http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>

安全運転

- ・国土交通省自動車総合安全情報 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>
- ・交通安全マップ（警察庁・国土交通省作成） <http://www.kotsu-anzen.jp/>
- ・自動車事故対策機構（運転者適性診断、運輸安全マネジメント）
<http://www.nasva.go.jp/index.html>
- ・日本自動車連盟（危険予知体験コーナー）
http://www.jaf.or.jp/safety/kiken/fr/f_index.htm
- ・高齢者の交通事故を防止する安全運転ガイド <http://koureisya.11joho.biz/>

福祉車両

- ・日本自動車振興会 <http://www.jama.or.jp/welfare/>

福祉車両に関する税制

- ・日本自動車振興会 行政・公的機関による支援
<http://www.jama.or.jp/welfare/support/index.html>

救急救命講習

- ・東京救急協会（AED含む） http://www.teate.jp/k_kousyu/index.html

介助・接遇・マナー

- ・東京都心身障害者福祉センター 障がいのある方への接遇マニュアルなど

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/tosho/tosho/sm_hyosi/sm_mokuji/index.html

コミュニケーション支援

- ・明治安田こころの健康財団(支援用ボード)

<http://www.my-kokoro.jp/communication/index.shtm>

- ・共用品推進機構(支援用絵記号)

http://www.kyoyohin.org/06_accessible/060100_jis.php#ekigo

バリアフリー

- ・交通エコロジー・モビリティ財団

高齢者・障がい者等の公共交通機関不便さデータベース

http://www.ecomo.or.jp/barier_free/fubensa/index.html

標準案内用図記号

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top.html

利用者理解

※比較的新しい概念、障がい種別について

○ICFイラストライブラリー

ICFと同一のツリー構造を有し、各ページに示された詳細コードのボタンを押すと、更に下位の構造が示される。また各項目には、ICF日本語版(中央法規出版)に示された、各項目の解説が付記されている。

http://wwwsoc.nii.ac.jp/jpta/05-data/icf_jpn/index.html

* 移動する行為に関する項目:「活動と参加」>第4章「運動・移動」

* 移動制約を生じる大きな要因:「環境因子」のすべて

* 移動サービスの存在:「環境因子」の第3章「支援と関係」、第5章「サービス・制度・政策」

○難病

<http://www.nanbyou.or.jp/what/#01>

○発達障がい

- ・発達障害情報センター

<http://www.rehab.go.jp/ddis/index.html>

○廃用症候群

- ・健康長寿ネット(長寿科学振興財団、国立長寿医療センター)

<http://www.tyojyu.or.jp/hp/page000000100/hpg000000043.htm>

(2) 書籍

介護・介助

①「ホームヘルパーハンドブック 今すぐ役立つ！よくわかる！ 在宅介護を実践する本」

2000年3月発行／発行元：新星出版社／B6判 206頁／定価1,470円

【目次】 1 ホームヘルパーって、どんな仕事？； 2 ホームヘルパーになるには
3 知っておきたい福祉の基礎知識； 4 知っておきたい介護の基礎知識
5 基本的な介護のコツ； 6 知っておきたい医学知識
7 こんなケース、どうしたら？

②「介助技術の玉手箱」

★障がい当事者の協力のもと作成された、介助者はもちろん、コーディネーターにも役立つ介助マニュアル。

2003年3月13日発行／発行元：自立生活センター・昭島／A4判150頁／2,000円

■注文・問合せ：自立生活センター・昭島

196-0025 昭島市朝日町3-18-12 ジュネスビル1F

TEL：042-545-7553 FAX：042-545-7637

③「よりよい介護のための89のヒント」

2002年08月発行／発行元：メディカルレビュー社／B5判216頁

定価1,680円（本体1,600円＋税5%）

【目次】：STAGE 1 介護の基本／基本の基本、移動、食事、排泄、清潔
STAGE 2 こんなときどうする？／お年寄りの病気、意外に知らない薬とのつき合い方
STAGE 3 家庭での介護の工夫／家庭でできるリハビリ、家屋の改造、福祉用具
STAGE 4 介護保険をフルに利用しよう
ワンポイントアドバイス

リスクマネジメント

④「移動・送迎サービスの事故とリスクマネジメントに関する調査」

★NPO等の移動・送迎サービスをおこなっている131団体の事故件数、種類、ヒヤリ・ハットなどをアンケート調査した報告書。

2006年4月発行／発行元：NPO法人移動送迎支援活動情報センター／A4判20頁200円

■注文・問合せ：関西STS連絡会

大阪市浪速区敷津東3丁目6番10号

TEL/FAX：06-4396-9189 Eメール：k-sts@e-sora.net

⑤「ヒヤリハット集」

★移動サービスの現場で実際にあったヒヤリハット事例をまとめた冊子。

2004年作成／作成：社会福祉法人 幹福社会 ヘルプ協会たちかわ
B5判10頁（非売品・在庫わずか）

■注文・問合せ：ヘルプ協会たちかわ

東京都立川市錦町3-1-29 サンハイム立川1F

TEL 042-526-2898 FAX 042-521-1664

⑥「移動支援大百科byCAR」

★障がいのある方やお年寄りなど自力での移動が困難な方の支援活動をしている人に参考になる情報・資料・法律などが収録されている。インターネットをメインに無料で提供されている2000以上データを集めたCD。

2009年1月作成（最新版）。

■作成・問合せ：青森県移送サービスネットワーク

〒038-0004 青森市富田4-18-24

TEL 017-761-2560 FAX 017-761-2561

E-mail dnet@sts.forum.ne.jp

【以下、目次より一部抜粋】

第3章 安全・安心な運行と緊急時の対応

●リスクマネジメント

○NPOのためのリスクマネジメント

○誤飲・誤嚥防止マニュアル

○転倒・転落事故防止マニュアル

○入浴時の事故の牛マニュアル

●感染症予防

○ノロウィルス対策

○もし、新型インフルエンザが流行ったら

○介護施設の感染症対策マニュアル

●災害時の対応

○聴覚障害者防災マニュアル

●災害時における透析医療活動マニュアル

○透析患者用防災の手引

●秋田県防災マニュアル

※ b m - 1 から順にお読みください

●車両の点検

○JAFマイカー点検ノート

●リフトが動かないとき

○トヨタ ハイエース

○三菱 ミニキャブ

○日産 チェアキャブ

●自動車点検基準



- 全体の流れ
- 点検・整備に関する手引き
- 点検基準（新旧対照表）
- 点検制度と車種の区分
- 車両点検アニメ
 - ※「スタート」をクリックしてください
- 日地上点検項目
- 車両点検チェックシート
- 日常点検15項目
- 体調不良時
- AEDの使い方
- AEDを使用した心肺蘇生／東京救急協会
 - ※ ビデオです・ウィンドウズメディアプレーヤー（WMP）でご覧ください
- 気道異物除去／東京救急協会
 - ※ ビデオです・ウィンドウズメディアプレーヤー（WMP）でご覧ください
- トリアージシート
- 応急手当の基礎知識
- 早わかりAED
- セコムAED
 - ※ ビデオです・ウィンドウズメディアプレーヤー（WMP）でご覧ください

第4章 運行と運転方法

- 安全運転管理者制度
- 確認事項
- 流れを理解する
- 安全で安心できる移送。移動サービス／国交省
 - ※ ビデオです・ウィンドウズメディアプレーヤー（WMP）でご覧ください
- JAF実験映像
 - ※以下はすべてビデオです・ウィンドウズメディアプレーヤー（WMP）でご覧ください
- JAF 忘れないで 運転前のチェック
- シートベルト着用映像①・②
- シートベルト非着用映像①・②
- ヘッドレスト高さ（適切）
- ヘッドレスト高さ（不十分）
- 高速度カメラシートベルト
- 通常速度カメラシートベルト
- 安全運転・安全輸送のために
- ホンダ啓発小冊子
- 事故対策機構チラシ
- 安全運転自己診断
- ドキュメント・アイ
- 構成と活用例
- コンテンツ（目次）

- ドキュメント・アイ 2007年1月～12月
 - ※まず目次からご覧ください
- 生活道路編
- ルールとマナー編
- 危険交差点
 - 愛知県
 - 北海道
 - 兵庫県
 - 東京都
- 危険予測トレーニングシート
 - タクシー・タクシー解説
 - トラック・トラック解説
 - バス・バス解説
- 運行管理者制度
 - ※001 から順にお読みください
- 管理ツール
 - 運転協力者台帳
 - 車両管理台帳
 - 車両点検チェックシート
- ストップ！飲酒運転
 - 飲酒運転防止マニュアル
 - 飲みま宣言ドライバー実施マニュアル
 - 飲みま宣言ドライバー実践用シール・ダウンロードセット
- 高齢者の運転と交通安全
- JAMAいきいき運転講座
 - いきいき運転講座のすすめ
 - リーダー用教材
 - 交通脳トレ3ヶ月
 - 進め方の手引き
 - いきいきシニアのための安全運転チェック
 - お年寄りへの交通安全指導マニュアル
 - シニアドライバーの事故の現状と予測
- 交通事故被害者のために（安全運転管理者テキスト）
- 損害賠償の知識

4. 事件事例

実際に起きてしまった事故の記事です。特に、移動サービス特有の事故及び死亡事故に限っています。

これらの事件事例を読み、単に運転者の不注意や操作ミスといった見方で終わらせずに、どうしてそのような行動になったのか、その原因を幅広く、且つ深く検討し、二度と同じような事故が起こらないようにするにはどうしたら良いかといったことを受講者が自分なりに考えることがポイントとなります。

(1) 佐賀新聞 2008年7月27日

～施設車両衝突83歳死亡 白石・町道交差点 グループホーム 同乗の3名重傷～

26日午後3時40分ごろ、杵島郡白石町遠江の町道交差点で、同町にある高齢者福祉施設の軽ワゴン車が、別の軽ワゴン車と衝突した。施設の軽ワゴン車には、利用者と職員の見護士2名ずつが乗っており、利用者の無職濱崎アイ子さん（83）＝佐賀市大和町久留間＝が胸を強く打ち死亡。他の3人の女性は重傷を負った。

調べによると、事故に遭ったのは歌垣福祉会（副島高義理事長）が運営するグループホーム「うたがきの里」の事業用車で、4人は白石町にある高校総体のカーニバル競技会場を見学して施設に戻る途中だった。

現場は信号機のない見通しの良い交差点で、軽ワゴン車同士は出会い頭に衝突した。別の軽ワゴン車を運転していた男性は軽傷。

(2) TBSニュース 2007年7月21日

～動き出したワゴン車に挟まれ男性死亡～

21日午後、東京・台東区の路上で駐車していたワゴン車が突然動き出し、ワゴン車をとめようとした運転手の男性がワゴン車と街路灯の間に挟まれ死亡しました。

21日午後1時前、台東区上野の路上で世田谷区のNPO法人の運転手、富塚雅章さん（54）がワゴン車をとめ車イスの女性を乗せようと準備をしていたところ、突然ワゴン車が動き始めました。

富塚さんはワゴン車を止めるために運転席に乗り込もうとしましたが、ワゴン車と街路灯の間に挟まれました。富塚さんは救急車で病院に運ばれましたが、内臓破裂でまもなく死亡しました。

現場の道路は平坦だったということで、警視庁はなぜワゴン車が突然動き出したのか、事故の原因を詳しく調べています。

(3) 読売新聞（大阪） 2009年2月24日付

～介護ワゴン車内で転倒死 84歳女性 急ブレーキ、首骨折 茨木～

大阪府茨木市で19日、デイサービス施設「ノッツエデイサービス宿川原」（茨木市）の介護用ワゴン車が通所者を送迎中、急ブレーキをかけたため、車いすに座って乗っていた同市竹橋町、無職伊勢ヤスエさん（84）が車内で転倒し、死亡する事故があった。当時、伊勢さんはシートベルトをしておらず、司法解剖の結果、死因は転倒による首の骨折とわかった。茨木署は、運転していた男性職員（28）から自動車運転過失致死容疑で事情を聞く。

同署幹部によると、男性職員は19日午前9時40分頃、同市上野町の市道三差路で、介護用ワゴン車を運転中、別の車と接触しそうになり、急ブレーキをかけた。その際、伊勢さんが車いすから飛び出し、顔などを負傷。近くの病院で治療を受けた後、同施設に向かったが、同日午後に容体が急変し、20日午前9時に死亡した。

車いすはワゴン車後部の床に固定され、車いすごとシートベルトをできるようになっていた。男性職員は、「伊勢さんがおなかが痛くなるというので、シートベルトをしなかった」と話しているという。

(4) 毎日新聞（福岡） 2009年2月12日付

～交通事故：老人ホーム送迎車衝突2人死亡 デイサービス帰宅中2人けが 博多区～

11日午後5時15分ごろ、福岡市博多区西月隈のマルキョウ精肉センターの施設の壁に、福岡県春日市桜ヶ丘の老人ホーム「アンクラーージュ大橋南」の送迎ワゴン車が衝突。ワゴン車の運転手で同老人ホームの職員、高見幸孝さん（43）＝福岡市中央区小笹＝が全身を強く打って死亡、同乗していた無職の古賀千恵子さん（80）＝同市南区花畑＝も腰の骨を折るなどして約6時間半後に出血性ショックで死亡した。ほかに同乗していた70歳代の男女2人も軽傷を負った。

福岡県警博多署によると、送迎車は、ミニバス型の車でセンターに通じる道路を直進してきて、そのままセンター敷地内に進入、約15メートルほど走って壁に正面衝突したとみられる。現場にブレーキ痕はなかった。

車は前部が大破しガラスの破片が広範囲に散乱していた。精肉センターの男性従業員らは「バーンという大きな音がして外に出て見たら、運転席に男性がはさまれ意識がなかった」と驚いた様子だった。アンクラーージュ大橋南によると、ワゴン車はデイサービスを利用したお年寄り3人を自宅に送る途中だった。【岸達也】

(5) 共同通信 2005年7月18日付

～デイサービス送迎車が事故 利用者ら5人死傷～

18日午前9時半ごろ、埼玉県東松山市毛塚の市道交差点で、デイサービスを受けるお年寄り5人を乗せていた同県坂戸市の介護士神田ヒサ子さん（54）のワゴン車と、東松山市の店員布施美津江さん（43）の乗用車が出合い頭に衝突した。

ワゴン車に乗っていた同市の無職大野トリさん（93）が胸を強く打ち約5時間後に死亡、68歳と78歳の男性も肋骨（ろっこつ）を折るなどの大けが。神田さんと布施さんも軽いけが。

東松山署の調べでは、現場は信号のない交差点。神田さん側の道路に一時停止の標識があったが、神田さんは「話に気をとられ、うっかりしてしまった」などと話しているという。

「福祉有償運送運転者講習」実施者のための
＜指導の手引き＞

2009年3月 初版（日本財団助成事業）

2009年6月 第2版

頒 価 700円（送料別）

発行元 特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク
（全国移動ネット）

〒156-0055 東京都世田谷区船橋1-1-2 山崎ビル204号

TEL：03-3706-0626 FAX：03-3706-0661

e-mail：info@zenkoku-ido.net

URL： <http://www.zenkoku-ido.net>

